

# 第 3 章

## 分野別構想

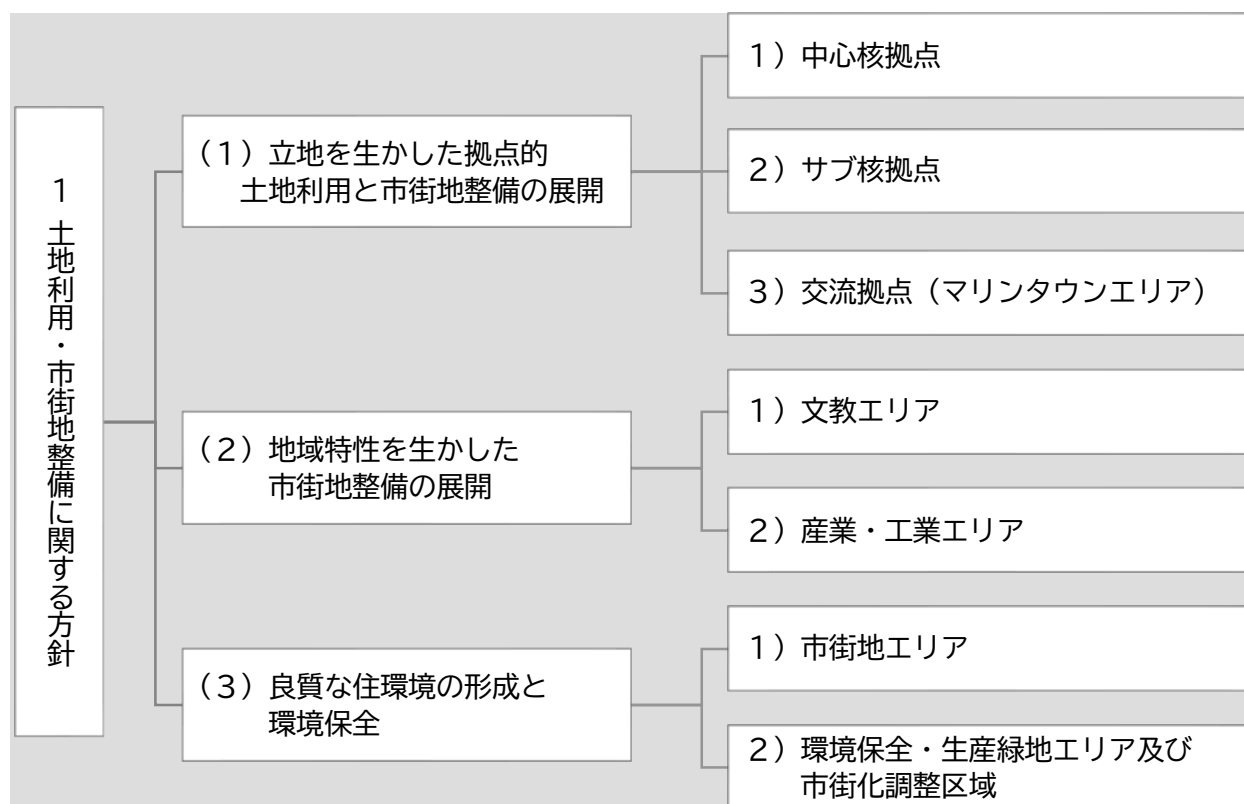


## 1. 土地利用・市街地整備の方針

### ◆ 土地利用・市街地整備に関する基本方針

- 活力あふれ良質な市街地形成に資する土地利用を目指します
  - ・都市拠点や今後整備される骨格軸をはじめとする都市機能の配置、既存の都市基盤、地形など、土地利用の枠組みとなるものを踏まえつつ、きめ細やかな土地利用の更新を重ねることにより、多様な機能が集約し、安全・安心・快適で良質な環境を有する市街地を形成します。
- 都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図ることを基調とします
  - ・無秩序な市街化を抑制し、斜面緑地や農地と市街地の調和のとれた土地利用を推進します。
- 市街化調整区域における開発については適切な運用に努めます
  - ・市街化調整区域で行なう開発は、基本的に、都市活動に不可欠で、周辺における市街化を促進することがなく、かつ市街化区域内の計画的な土地利用の誘導に支障をきたさないよう配慮し、開発許可制度及び地区計画制度等によって適正に運用します。
- 土地利用の用途が確定できない地区については土地利用検討地区として位置づけます
  - ・市街化調整区域の開発等において、農用地であるところなどは農業者との調整が必要で土地利用の用途・範囲が現地点で確定することが困難であるため、方向性を示した上で土地利用検討地区として位置づけます。

### ■ 土地利用・市街地整備の方針体系図



## (1) 立地を生かした拠点的土地利用と市街地整備の展開

### 1) 中心核拠点

主要地方道浦添西原線と国道 329 号、シンボルロードに囲まれ、庁舎等を含む地区は『中心核』として、行政機能や社会福祉機能、商業機能、文化・交流など高次な都市機能の集積を図ります。

また、その周辺には優良な住宅地の配置を促進し、計画的で複合的な土地利用を誘導します。

#### ① 公共・公益施設地

- ・シンボルロードの沿道に、防災センター等の機能を備えた庁舎を中心に、町立図書館や社会福祉センターと一体となった「公共・公益施設地」を配置します。
- ・「公共・公益施設地」の拠点性や利便性を高めるため、近隣公園やシンボルロードなどの整備を進め魅力的な都市環境を形成します。



西原町庁舎・町民交流センター

#### ② 中心商業地

- ・旧庁舎用地とその南側に立地する既存の大型商業施設及び国道 329 号沿いの地区を「中心商業地」に位置づけ、まちの中心地として核的な商業機能の維持・拡充を図ります。
- ・文化や情報発信、娯楽の機能も備えた賑わいのある商業拠点として機能を維持・拡充し、大型 M I C E 施設との連携を図りながら、町民の暮らしに利便性とうるおいを与え、かつ、観光商業・宿泊施設用地と連携した取り組みを強化し、町外からの来訪者に本町の魅力を伝える空間形成を目指します。
- ・商業店舗の立地にあたっては、周辺環境への配慮を求めるとともに、出店後も、賑わいや交流の場、地域コミュニティの形成、防犯や美化活動への参加など町民や商業者と連携したまちづくり活動を促進します。



サンエー西原シティ

#### ③ 低・中層住宅地

- ・庁舎東側の中心核内にある住宅地は、小波津川沿いの自然のうるおいと一体となったオープンスペースを活かしながら、利便性と快適性に富み、安心して暮らせる低・中層の住宅地とします。
- ・整備にあたっては、市街地整備事業や地区計画等を活用するとともに、民間活力を有効に活かし、良好な市街地環境の形成や都市基盤整備、都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導します。

#### ④ 土地利用検討地区（西原南小学校周辺地区）

- ・中心核の西側の後背地から西原南小学校周辺地域については、児童・生徒数の均衡や社会・経済活動の現状及び将来の見通しを勘案し土地利用を検討します。また、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、今後の土地利用のあり方について検討を進めます。

## 2) サブ核拠点

- ・沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺、幸地インターチェンジ周辺及び主要地方道浦添西原線の沿道地区を『サブ核』とし、本町の玄関口として、交通結節点にふさわしい拠点を形成します。また、『サブ核』に商業機能や文化・交流・行政等の都市機能の集積を図ります。
- ・沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」は、バスや自動車から乗り換えのほか、幸地インターチェンジを利用した乗り換えなど、域内外の多くの人に利用される交通結節点とするため、駅前近辺に、パークアンドライドを含め多様な乗り換え需要に対応する駐車場や送迎空間の確保を促進します。



沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」

### ① 近隣商業地

- ・沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺から坂田交差点付近に「近隣商業地」を配置し、「てだこ浦西駅」と一体となった商業・業務地として、人々の溜まりや待ち合いの場、一般事務所や金融、ホテル等の情報・生活関連サービスを主体とする商業・業務ビル等の誘致を図ります。また引き続き、台地部の生活を支える商業地として「中心核」の商業地を補完するものとします。



西原西地区土地区画整理事業完成予想図  
〔浦添西原線 坂田交差点から浦添向け〕

### ② 中・高層住宅地

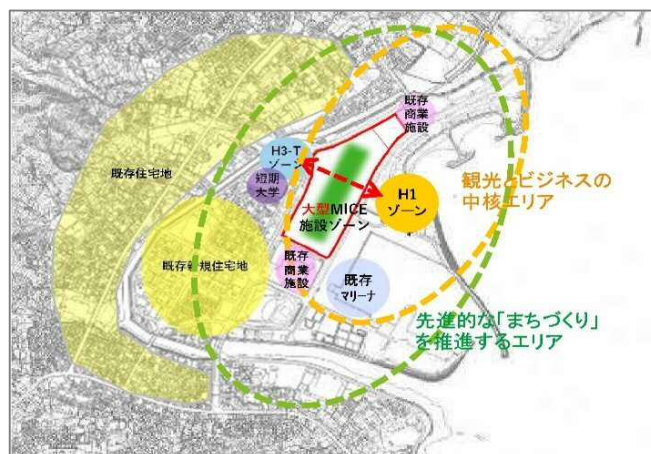
- ・沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」やその周辺に商業機能など利便性に富む中・高層を主体とする住宅地を配置します。

### ③ 土地利用検討地区（徳佐田地区・幸地地区）

- ・沖縄自動車道と沖縄都市モノレールが結節する幸地インターチェンジ周辺及び沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺地区については、人流・物流の要衝として、広域交通の高いポテンシャルを有していることから交通結節点として相応しい土地利用を検討します。また、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、今後の土地利用のあり方について検討を進めます。

## 3) 交流拠点（マリンタウンエリア）

- ・中城湾沿岸にあるマリンタウン地区を「マリンタウンエリア」とし、東海岸地域におけるスポーツコンベンション拠点の形成を推進するとともに商業機能や宿泊機能、レクリエーション機能等が集積する多様な交流拠点の形成を図ります。



マリンタウンエリアの整備コンセプト 出典：沖縄県マリンタウン MICE エリア形成事業 基本計画(案)

① 近隣商業地

- ・交流拠点となるマリンタウンエリア及びその後背地を含む中心商業地までの沿道を近隣商業地と位置づけ、大型M I C E施設やきらきらビーチなどの施設利用者を含む観光客や地域住民の消費活動を促進させる、賑わいと魅力ある商業機能の誘導を図ります。
- ・マリンタウンエリアは、本町南側に隣接する与那原町にもわたることから、与那原町域との機能分担を図りながら一体的に魅力を高めていきます。また、バス等の公共交通網や電動シェアサイクル等の新たな交通手段の充実によりアクセス性の向上や中心核及び周辺観光拠点との連携強化を図ることにより相乗的・持続的な発展を目指します。

② レクリエーション・レジャー施設用地

- ・マリンタウンエリアの海岸沿いは、今後も、ウォーターフロントにある立地条件や美しい海、海水浴場、公園・緑地等の資源を活かしながら、M I C E来場者を含む観光客や地元住民にとって便益性の高いレクリエーション交流機能の魅力化を図り、近傍の商業・業務施設と一体となった複合的な都市機能を有する賑わいの形成を図ります。



きらきらビーチ

③ 観光商業・宿泊施設用地

- ・マリンタウンエリアの後背地にある国道 329 号与那原バイパス及び主要地方道浦添西原線の沿道は、M I C E来場者の利便性を高める観光商業・宿泊施設等の立地を推進することで、国際性に富む「観光・商業ゾーン」の形成を促進させ、交流拠点の機能を補完し、同エリアと一体的な賑わいと多様な交流の創出を図ります。
- ・なお、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、土地利用検討地区として、今後の土地利用のあり方について検討を進めます。

④ 低・中層住宅地

- ・マリンタウンエリアの後背地南側には、低層・中層の魅力的な住宅地を配置します。また、道路整備に伴う沿道用途変更及び地区計画等の検討を図ります。
- ・近傍には交通ターミナルの建設が予定されており、通勤や通学等における交通結節点となることから、利便性、快適性をあわせもつ住宅地として良好な環境を維持します。

(2) 地域特性を生かした市街地整備の展開

1) 文教エリア

町北部の琉球大学周辺地区を「文教エリア」とし、琉球大学を中心に、文教のまちとしてふさわしい文化的な環境と風格を有する地区の形成を図ります。

① 教育施設用地

- ・町北部の琉球大学周辺からキリスト教学院大学・短期大学にかけての地区は、大学や県立埋蔵文化財センター等が集積し、多くの情報や知識を活かした文化・交流の場として利用する「文

教ゾーン」を配置し、大学等の施設を利用したシンポジウムやワークショップの開催、多様な人的交流の拠点として、環境整備を積極的に進めます。



琉球大学



沖縄キリスト教学院大学



県立埋蔵文化財センター

- ・沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」とのアクセス機能を高めることにより、文教ゾーンとして拠点機能の強化を図ります。また、地区計画の活用等により、市街地環境の改善や都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導します。

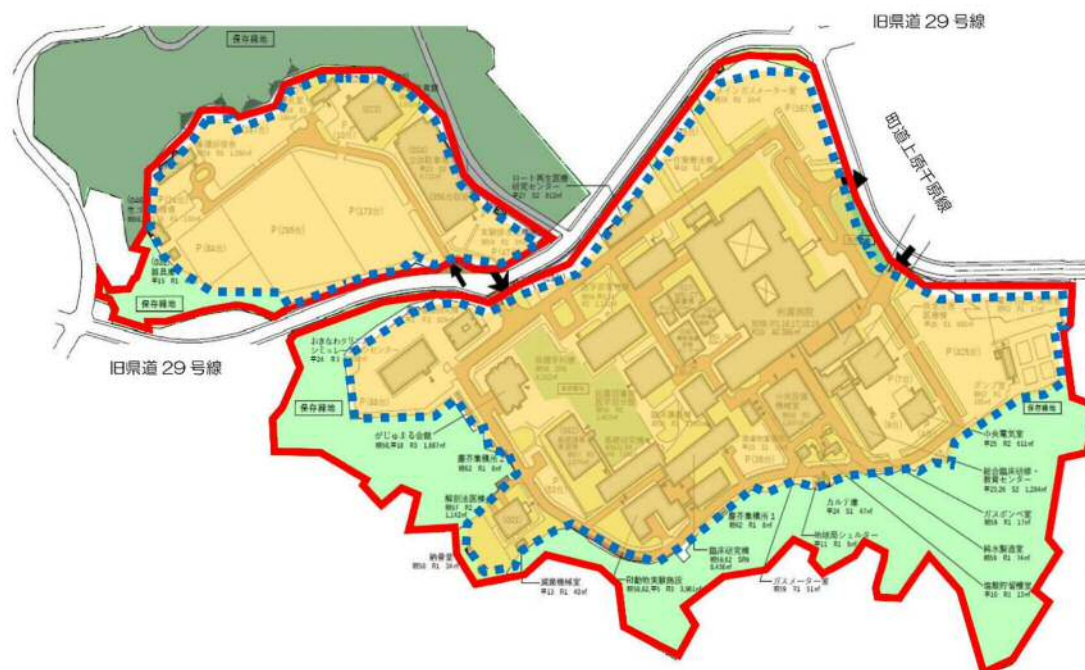
## ② 近隣商業地

- ・県道宜野湾西原線と主要地方道那覇北中城線交差部にある既存の商業集積地は、大学や周辺住宅地をサービス対象とする近隣商業地とします。

## ③ 土地利用検討地区

- ・琉球大学医学部・病院移転跡地の活用については、「跡地利用推進協議会」において検討中であり、土地利用の方向性が定まっていないため、土地利用検討地区とし、文教のまちにふさわしい教育・文化・研究施設等の立地に向け取り組みます。

### ■ 琉球大学医学部・病院移転跡地対象地（面積：17.6ha）



※青点線内は平面地、緑部分は斜面緑地 出典：琉球大学

## 2) 産業エリア

臨海地域北部の工業系市街地には、既存の工業集積を活かすとともに、既存市街地内に点在する工場等の集約を図りつつ、新たなものづくりや研究開発機能を中心とする「産業エリア」を形成します。

### ① 港湾施設用地、公共・公益施設用地

- ・港湾施設用地である西原船だまりについては、良好な管理運営と有効利用を進めるとともに、実情に応じた建築物や構築物を立地誘導することにより、適切な土地利用を図ります。
- ・沖縄県西原浄化センター（みずクリン西原）は、西原町、与那原町、南城市（佐敷）、中城村の4市町村から下水を受け入れる重要な施設であることから、その機能が十分発揮できるように努めます。
- ・南部広域行政組合では、沖縄本島の南部に位置する6市町（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町）において、新ごみ処理施設の建設を検討しており、本町小那覇地区が建設候補地として決定したことから、事業主体である南部広域行政組合との連携により整備を推進します。



西原船だまり・  
沖縄県西原浄化センター

### ② 工業地

- ・当該工業地は、県都那覇市との近接性や空港へのアクセス的な優位性などを活かした既存産業の高度化・複合化を目指すとともに、文教地区との連携を図った研究開発機能等の集積、先端的な環境技術の移転などにより、国際貢献も視野に入れた産業集積を目指す地区として、段階的・計画的に必要な規模を確保します。



工業地遠望

- ・良好な事業環境を支える基盤施設の整備を進め、活力ある臨海部を形成します。
- ・国道329号西原バイパス事業に伴う移転先地確保のため工業地拡充に取り組みます。
- ・事業所の緑化を促進するとともに、土地利用転換の機会をとらえた緑地やオープンスペースの創出を誘導し、中城湾やそれに注ぐ河川の水と緑を活かした環境づくり、防災性の向上等に努めます。

- ・大規模な土地利用転換が発生した場合は、既存産業の高度化や新産業の創出等をめざす施策との協調や緩衝緑地機能の向上、水と緑の環境創出、地域防災性の向上、周辺との調和といった観点から、計画的誘導を図ります。
- ・町内に点在する既存の工場等については、周辺環境への影響を考慮し、産業ゾーンへの積極的な移転・集約を図ることで、より高度な産業エリアの形成に努めます。
- ・物流倉庫等の物流関連企業用地や商業施設をはじめとした施設用地の需要が高まっており、これらのニーズに対応した農村集落環境や自然環境と調和のとれた土地利用を図りつつ、良好なまちづくりの前提となる下水道や都市公園の整備の推進などの都市基盤の整備や停電しにくい環境づくりを含め経済基盤の強化を促進します。
- ・県内産業の更なる振興を図るうえで、県内製造業等の規模拡大・高度化の推進を図り、更なる競争力の強化や臨空・臨港型産業の集積のためには、産業用地の確保が課題となっていることから、他産業との土地利用の調整を図りながら、計画性のある産業用地の確保に向けた取組を支援していく必要があります。
- ・なお、現状が農振農用地となっている地区については、農業振興との調整が必要で土地利用用途の確定ができないため、土地利用検討地区として、今後の土地利用のあり方について検討を進めます。

### （３）良質な住環境の形成と環境保全

#### １）市街地エリア

##### ① 中心核を取り囲む平地部の既存住宅地（低・中層住宅地）

- ・中心核を取り囲む既存市街地には、低・中層を主体とする良好な居住環境を有する住宅地を配置します。
- ・住宅地に工場等が混在する地区では、工場の操業環境の維持・向上と居住環境の調和を目指すとともに、必要に応じて、工場等の建物更新時期等に合わせた再配置等を促進します。
- ・町民生活の質の向上や街並み景観の改善、防災性の向上などを図るため、老朽化した住宅の建て替え促進や狭あい道路の解消等を順次進めるとともに、町民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。



上原高台公園より市街地を望む

##### ② 主要地方道那覇北中城線周辺の台地部の住宅地（低・中層住宅地）

- ・主要地方道那覇北中城線の沿道には、幹線道路を活かし、沿道利用型の土地利用を図り、その周辺地域には、低・中層を主体とする良好な居住環境を有する住宅地を配置します。

##### ③ 本町西部の住宅地（中・高層住宅地）

- ・本町西部に立地している既存の高層住宅地は、那覇市内の団地との連続性や一体性を保ちながら、居住環境の維持・向上を図ります。

## 1. 土地利用・市街地整備の方針

### ④ 計画的整備進行地（低・中層住宅地）

- ・上原棚原地区や土地区画整理事業を進めている西原西地区においては、引き続き生活利便施設と優良な低・中層住宅地が複合した計画的な土地利用を促進し、良好な市街地環境や都市基盤の整備、美しい景観づくり等を目指します。



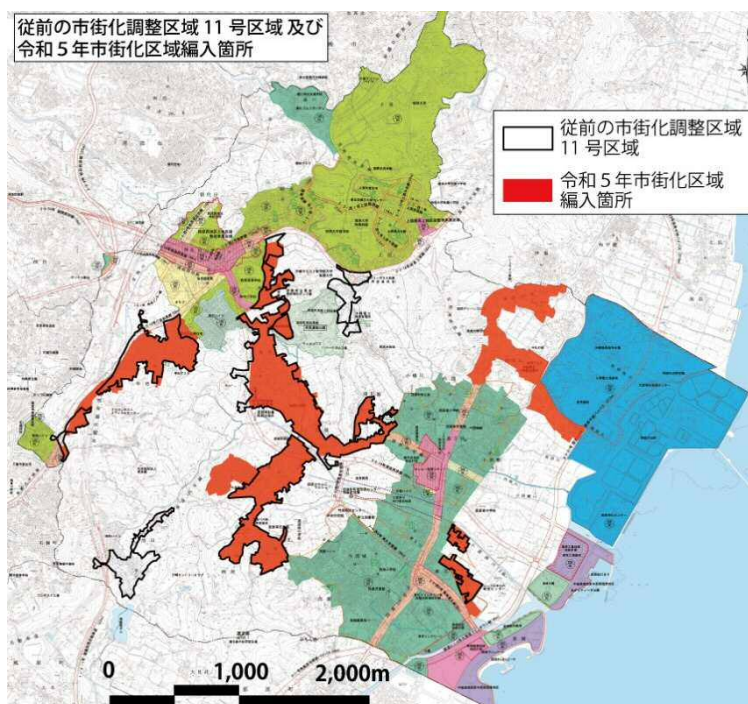
西原西地区土地区画整理事業（事業中）



上原棚原土地区画整理事業（完了）

### ⑤ 市街化調整区域 11 号区域※から市街化区域編入された集落地等（低・中層住宅地）

- ・令和 5（2023）年、市街化調整区域内の 11 号区域であった集落地が市街化区域に編入されました。このことによって、建築制限が緩和され、用途地域で許容される建築物の建設も可能になりました。
- ・自然との調和や良好なコミュニティなどの環境面の良好さはあるものの、住宅の老朽化や密集の問題、狭隘な道路という問題が地域の課題として挙げられています。
- ・それらの解消と環境保全に向け、地域の実情に合わせて、道路の改良、交通規制の検討、建築物の用途規制（地区計画の検討）等に取り組んでいくものとします。
- ・なお、従来の 11 号区域にとどまらず、集落地において同様の課題を抱える箇所については、上記の環境整備方針を検討していくものとします。



従前の市街化調整区域 11 号区域及び R5 市街化区域編入箇所

※ 市街化調整区域 11 号区域：都市計画法 34 条の規定により、市街化調整区域の中でも一定の集落を形成しており、主要な道路や排水施設が概ね整備された区域を指定することにより、住宅や小規模店舗（延床面積 150 ㎡まで）などが立地可能となる区域。

## 2) 環境保全・生産緑地エリア及び市街化調整区域

### ① 地域資源に恵まれた町の特長を伸ばす土地利用を目指します

- ・自然環境や歴史的環境といった地域資源の適正保全と、都市にうるおいを与える緑空間の創出を図ります。また、斜面緑地と農地に恵まれた本町の特長を活かし、町の個性を伸ばす土地利用を目指します。
- ・良好な環境を有し、西原町らしさとなっている斜面緑地は極力保全するとともに、自然観察や散策等自然とのふれあいの場として活用を検討します。
- ・農地については、極力農地の保全に努めるとともに、先端農業技術の導入や熱帯果樹園等の整備、作物の流通方式の見直しなど農業の活性化とあわせた活用形態の転換を適宜進めることにより、限られた土地の有効活用を図ります。

### ② 自然環境と調和した良好な集落地及び既存団地環境を維持します（既存集落地）

- ・既存集落地及び既存団地については、斜面緑地や農地との調和に配慮しつつ、狭あい道路の解消等による生活環境の改善や集落地・団地景観の保全を図ります。
- ・歴史的変遷の中で形成された集落地は、農地風景の中に点在するのどかなゆとりある住宅地として、基本的に、現況の形態を保持していくものとし、無秩序な宅地化は極力抑えていくものとします。
- ・既存集落の整備にあたっては、周辺の緑地や農地等の自然環境との調和を図りながら、狭あい道路の整備や角地等を活用した憩いの場の設置などにより居住環境の改善を促進します。

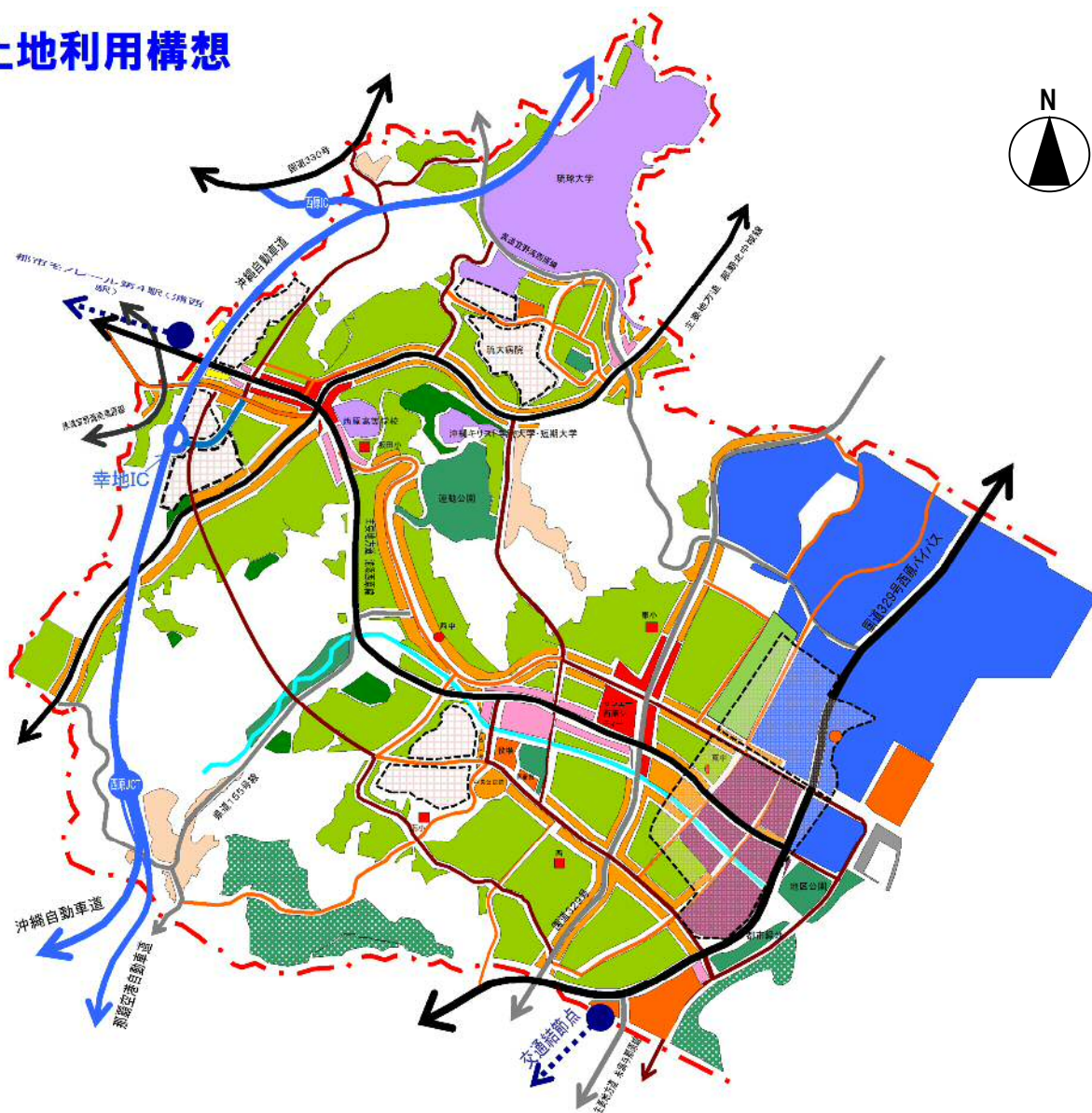
### ③ 市街地以外への都市機能配置等には、慎重かつ適正に対応します

- ・都市活動に必要であるが市街地内になじまない機能、主要プロジェクトの整備効果を享受していく上で必要不可欠な機能など都市機能の配置については、市街地内の土地利用誘導に支障をきたさないよう配慮しながら適正に対応します。
- ・市街化調整区域内は市街化の抑制を基本とし、幹線道路の沿道等で、建築が無秩序に進行する可能性がある地区については、健全な都市環境の維持及び形成を誘導していきます。

### ④ 市街化調整区域における地区計画制度の適用

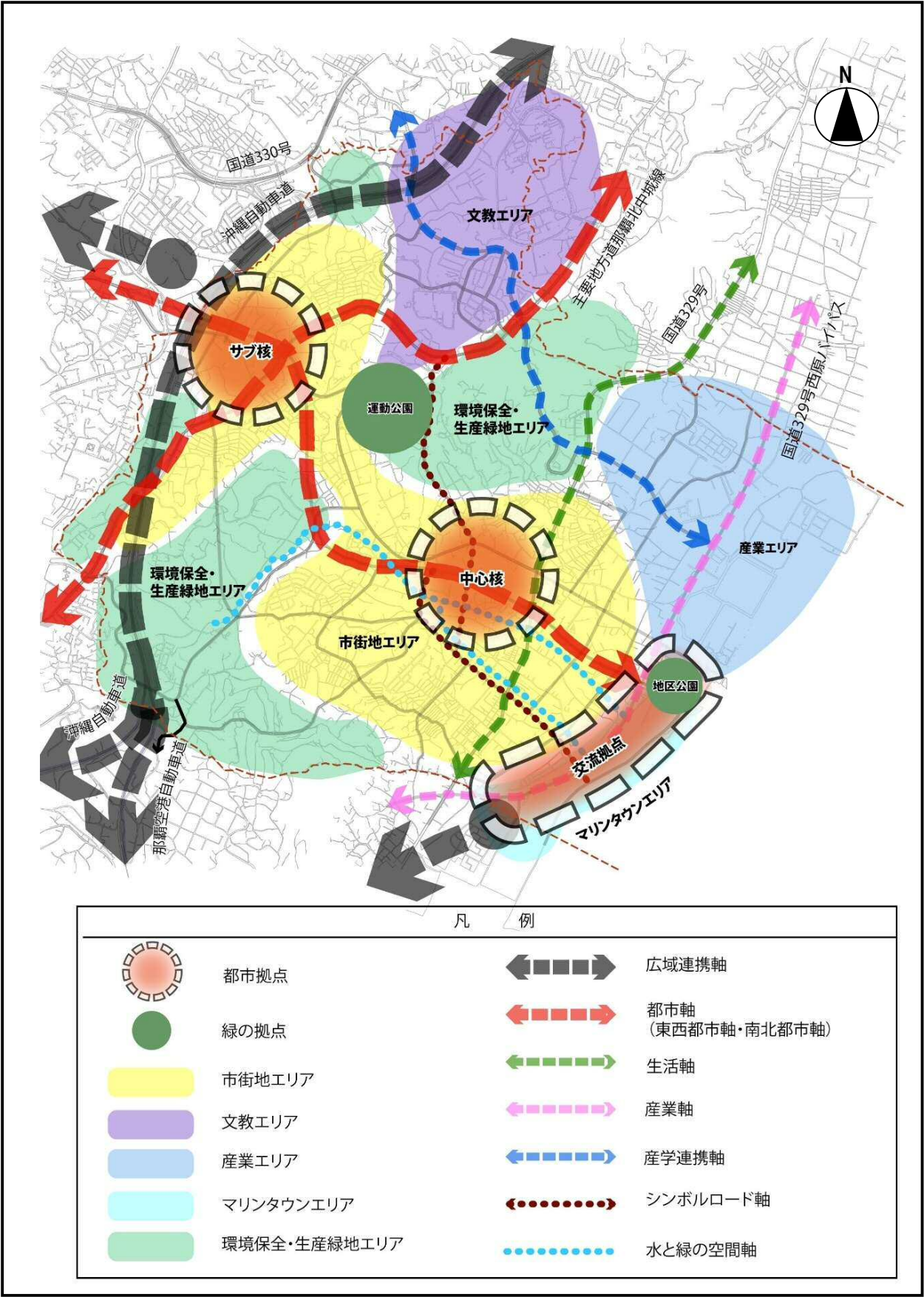
- ・市街化調整区域における地区計画制度は、住民などにとっての良好な市街地環境の形成又は保持のための地区施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する一体的かつ総合的な計画であることから、社会・経済活動の現状及び将来の見通しを踏まえ地区を選定し誘導していきます。

## 土地利用構想



| 凡 例 |                   |  |               |
|-----|-------------------|--|---------------|
|     | 低・中層専用住宅地         |  | 主要幹線道路        |
|     | 中・高層専用住宅地         |  | 都市レベル幹線道路     |
|     | 中心商業地             |  | 地区レベル幹線道路     |
|     | 近隣商業地             |  | 補助幹線道路        |
|     | 観光商業・宿泊施設用地       |  | 沖縄自動車道        |
|     | レクリエーション・レジャー施設用地 |  | 軌道系公共交通機関等及び駅 |
|     | 沿道利用型施設用地         |  | 小・中学校         |
|     | 工業地               |  | 公共公益施設        |
|     | 公共公益施設用地          |  | 港湾施設用地        |
|     | 教育施設用地            |  | 河 川           |
|     | 既存集落地             |  | 公 園           |
|     | 農地・傾斜緑地           |  | 緑 地           |
|     | 土地利用検討地区          |  |               |

【参考：将来都市構造図（再掲）との対応】

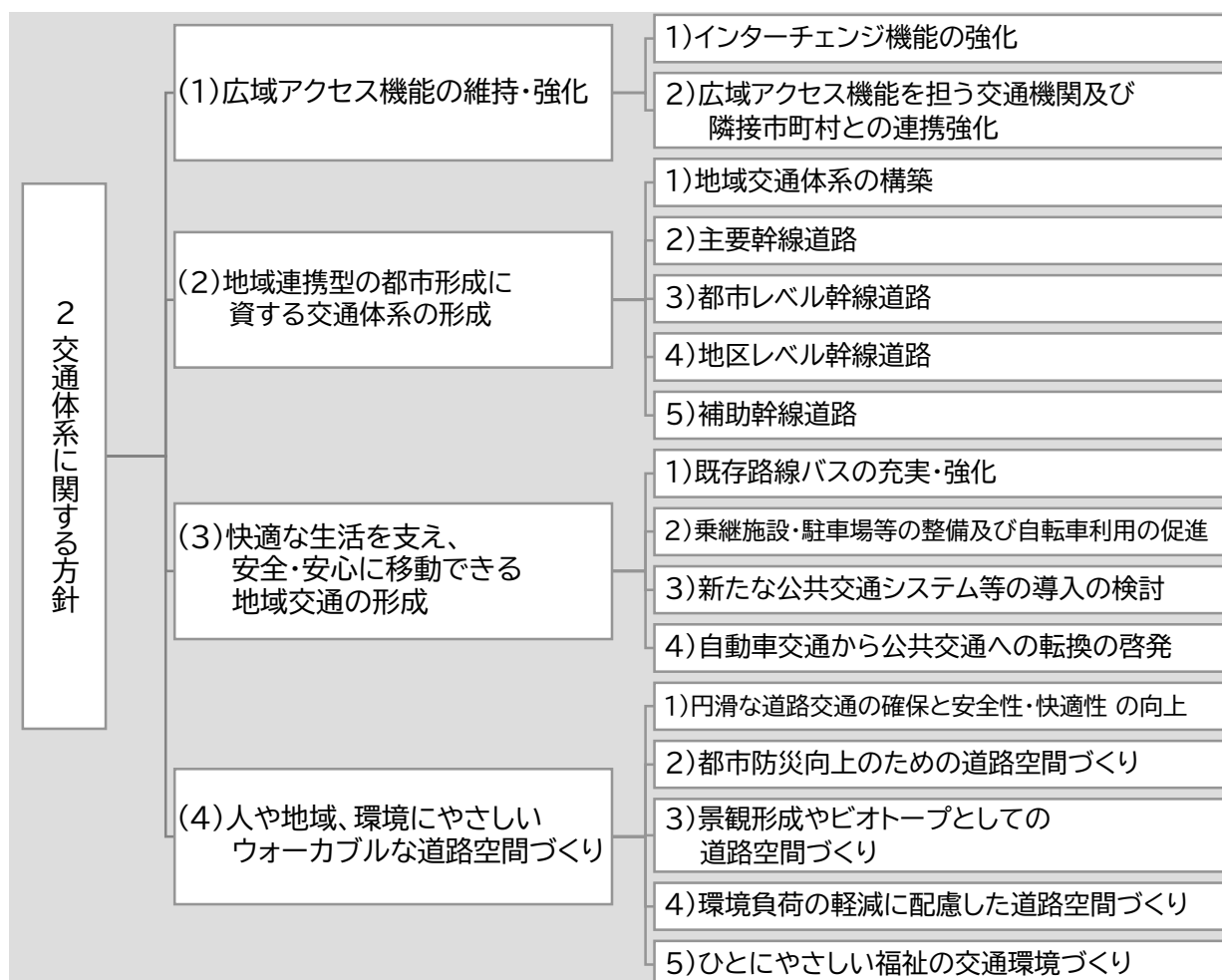


## 2. 交通体系に関する方針

### ◆ 交通体系に関する基本方針

- 町の活力向上を図るため広域アクセス機能を維持・強化します
  - ・町経済の持続的な発展に向けては、周辺都市等と多様な交流・連携を図ることが必要です。そのため、広域アクセス機能の維持・強化に努めます。
- 地域連携型の都市形成に資する交通体系を形成します
  - ・都市拠点（中心核、サブ核）と文教、観光、産業、自然、居住地等の有機的に連携する交通体系を整備し、まとまりある都市を形成します。
- 快適な生活を支え、安全・安心に移動できる地域交通の形成を目指します
  - ・高齢化への対応や地球環境問題への対応、渋滞の解消など、様々な利点がある公共交通を軸とした新たな交通体系を確立します。実現に向けては、沖縄県総合交通体系基本計画の取り組み動向を注視し、交通事業者等との協力を得ながら、「地域公共交通計画」の策定を推進します。
- 人や地域、環境にやさしいウォーカブルな道路空間をつくります
  - ・高齢者に配慮した歩行空間の確保や本町らしい景観づくり、オープンスペースの確保、災害に強いまちづくりなど、人や地域、環境にやさしいウォーカブルな道路空間を創出します。

### ■ 交通体系に関する基本方針体系図



## (1) 広域アクセス機能の維持・強化

### 1) インターチェンジ機能の強化

- ・町西部に沖縄自動車道が縦貫し沖縄市や名護市と本町を結んでいるほか、町南西部の西原ジャンクションで那覇空港自動車道と分岐し、那覇空港へ連結しています。
- ・また今後は、沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」の開業に伴って、那覇市との近接性はさらに高まり、観光客の増大など様々な効果がもたらされることが期待されています。
- ・幸地インターチェンジの周辺道路の機能向上を図り、高速道路網と一般道路との結節機能を強化します。また、沖縄都市モノレールをはじめ各種の公共交通機関とのアクセス機能向上を図ります。
- ・特に、沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」に隣接するパークアンドライドの整備により、今後は本島北部からのアクセス増加が見込まれることから、幸地インターチェンジと沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」を結ぶアクセス道の整備を促進します。



沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」及び幸地インターチェンジ周辺整備計画図

### 2) 広域アクセス機能を担う交通機関及び隣接市町村との連携強化

- ・国や県、周辺市町村などと連携しながら、那覇空港や沖縄都市モノレール、沖縄自動車道、主要幹線道路など広域アクセス機能を担う交通機関等を利用しやすい環境とすることを検討します。
- ・国道 329 号西原バイパス及び主要地方道那覇北中城線、主要地方道浦添西原線の機能を充実させ隣接市町村との連絡強化を図ります。
- ・周辺市町村と連携した体系的な幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、大型 M I C E 施設の開業に伴う将来交通量の増大に対応した広域交通体系の構築を推進します。マリン

## 2. 交通体系に関する方針

タウン MICE エリアにおける大型 MICE 施設を中心とした賑わいのあるまちづくりや、東部海浜開発計画地におけるスポーツコンベンション拠点およびビーチフロント観光の形成に向けた取組が進められている中で、那覇市を中心とする都市地域から今後人口増加が見込まれる本島東海岸までの東西を結ぶ公共交通の定時性の向上や地域交通の持続的な運用、利便性の向上に向けた取組を促進します。

- ・都市拠点や各エリア間の移動を支援するため、沖縄都市モノレールの更なる延伸や既存バス路線などを含めたフィーダー交通ネットワークの構築などを検討し、誰もが利用しやすい交通環境の形成を図ります。

### (2) 地域連携型の都市形成に資する交通体系の形成

#### 1) 地域交通体系の構築

- ・国道 329 号及び主要地方道浦添西原線、主要地方道那覇北中城線、県道宜野湾西原線のネットワークにより本町の「内環状道路ネットワーク」を形成し、都市の内側で発生集中する交通を円滑に処理するとともに、中心核及びサブ核、文教ゾーンといった主要な拠点間のアクセス向上を図ります。
- ・国道 329 号西原バイパス、県道宜野湾西原線、地区レベル幹線道路等のネットワークにより本町の「外環状道路ネットワーク」を形成し、サブ核及び文教エリア、産業エリア、マリンタウンエリアといった主要な拠点や各集落を結ぶ交通体系とするとともに、中心核など市街地で発生集中する交通の分散を図ります。

#### ■ 西原町の交通体系（道路のネットワーク）

| 区 分             | 対 象                                                                                                                      | ネットワークの機能と役割                                                                                          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内環状道路<br>ネットワーク | ・ 国道 329 号<br>・ 主要地方道浦添西原線<br>・ 主要地方道那覇北中城線<br>・ 県道宜野湾西原線                                                                | ・ 都市内側で発生集中する交通を円滑に処理する道路<br>・ 2つの核と2つの主なエリアを連絡<br>・ エリア間の連携とアクセス性向上                                  |
| 外環状道路<br>ネットワーク | ・ 国道 329 号西原バイパス<br>・ 県道宜野湾西原線<br>・ 地区レベル幹線道路の一部<br>(都計道路浦西停車場線、県道 155 号線、<br>町道翁長徳佐田線、町道森川翁長線、<br>その他町道)<br>・ 町道内間・小那覇線 | ・ 市街地から発生・集中する交通を分散<br>・ サブ核及び文教エリア、産業エリア、<br>マリンタウンエリアといった都市拠点間の連携強化<br>・ 都市拠点と周辺集落の連絡強化、地区間連携・交流の促進 |

#### 2) 主要幹線道路

- ・国道 329 号西原バイパス、主要地方道那覇北中城線、主要地方道浦添西原線は、都市の骨格となる「主要幹線道路」に位置づけます。
- ・マリンタウンエリアや工業団地を通る産業軸及び町の骨格をなす国道 329 号西原バイパスの、さらなる機能強化の検討を進めます。
- ・沿道の土地区画整理事業等によって交通量のさらなる増加が見込まれる主要地方道那覇北中城線については、需要が増加する時期を見極めながら機能強化を促進します。
- ・現県道 38 号線は、市街地の開発状況や地域の交通混雑状況などを勘案し、主要地方道浦添西

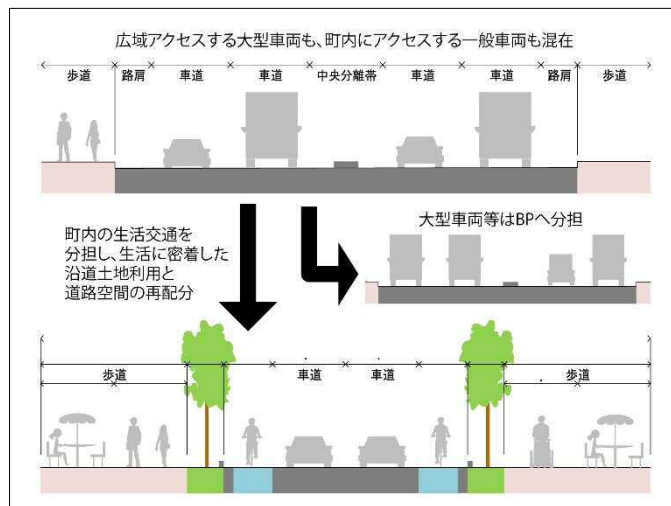
原線のバイパス整備を促進します。当該路線は、平地部・臨海部と台地部を結ぶ避難路となることから、町民が安心して暮らせるまちづくりを実現する上でも重要です。また、この道路は、中心核やサブ核周辺の整備と関連が大きいことから、その面的整備時期も勘案しながら、早期の整備を求めています。

### 3) 都市レベル幹線道路

- ・国道 329 号及び県道宜野湾西原線、県道糸満与那原線、県道 155 号線、町道内間・小那覇線、池田・大名線は、主要幹線道路を補完する「都市レベル幹線道路」に位置づけます。

- ・国道 329 号は、国道 329 号西原バイパス整備により通過交通等は減少すると考えられることから、車や歩行者の交通量や沿道利用状況等を勘案し、使いやすい幅員構成に見直すなど、必要に応じた改修整備を促進します。

- ・県道糸満与那原線は、建設計画がある交通ターミナルに隣接することから、公共交通等による周辺市町村とのアクセスを担う道路として適正な維持・管理を促進します。



人中心の道路空間配分

出典：国土交通省資料より整理

### 4) 地区レベル幹線道路

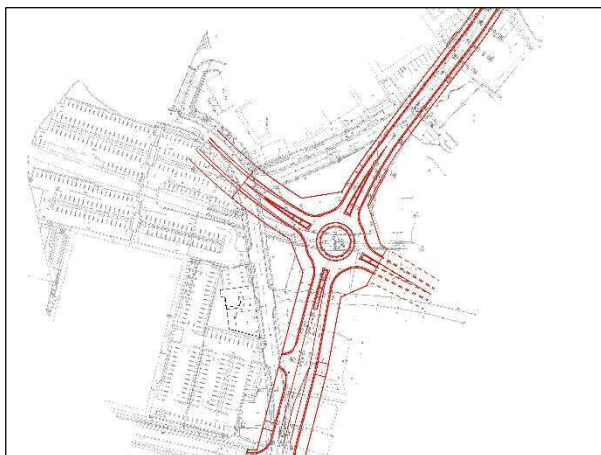
- ・各地区に下記の機能を享受する上で、特に重要となる道路を「地区レベル幹線道路」と位置づけ、機能の強化を図ります。

- ① 地区間連携を促進する環状ネットワークを構成する道路
- ② 地区内交通を円滑に都市レベル幹線道路に誘導する道路
- ③ 地区内から、都市拠点や主要交通結節点（幸地インターチェンジ、沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」等）へのアクセス性を高める道路
- ④ 地区から、避難路等となる広幅員道路や避難地へのアクセス性を高める道路

- ・町道翁長徳佐田線は、西原西地区の中央軸として早期整備を進めるとともに、幸地インターチェンジへのアクセス道路として機能を高めるため、町道森川翁長線の整備を推進します。
- ・都計道路棚原東線は、文教エリアから沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」方面のアクセス性を高める道路として機能の維持を図ります。また、県道宜野湾西原線と町道森川翁長線を結ぶ町道森川 3 号線、産業エリアから国道 329 号を東西に結ぶ町道内間・小那覇線は、産業エリアや文教エリアから西原インターチェンジ方面へのアクセス性を高める道路として機能整備を図ります。

## 2. 交通体系に関する方針

- ・シンボルロードにかかる都計道路呉屋安室線（新設）、都計道路兼久安室線（拡幅）の交差部である安室交差点は安全性の確保と円滑な交通確保のため、ラウンドアバウト化を図ります。
- ・町道小那覇マリンタウン線（県道 38 号線の一部）は、中心核周辺に広がる市街地エリアの北部住宅地を横断し、マリンタウンエリアや避難路となる国道 329 号等へのアクセスを担う道路として整備済みであるため、機能の維持に努めます。
- ・臨港道路 1 号線は、マリンタウンエリア内を縦貫し与那原町へ至る縦軸として機能の維持・増進を図ります。また、町道東崎線は、シンボルロード及び町道小那覇マリンタウン線（県道 38 号線の一部）とともに、マリンタウンエリア内をラダー状に結ぶ横軸として整備済みであることから適正な維持・管理を図ります。
- ・その他の環状ネットワークを構成する主な町道は、地区間の連携や交流を促進する道路として機能の増進を図ります。



安室交差点ラウンドアバウト計画図



シンボルロードイメージ

### 5) 補助幹線道路

- ・住区の骨格を形成する主な町道を「補助幹線道路」に位置づけ、機能の維持・増進を進めることで、区画道路からの交通を効率よく安全に幹線道路へ誘導します。また、幹線道路からの交通を区画道路へ分散します。
- ・バスなど公共交通の利用促進を図るとともに、植樹やポケットパーク（辻広場）を利用した緑地の配置等により、アメニティ性の高い都市空間を創出します。



ポケットパーク事例（浦添市屋富祖）  
昭和 63 年度手づくり郷土賞  
出典：沖縄総合事務局

### ■ 道路区分別の機能と整備方針と配慮すべき機能

| 区分        | 対 象                                                                                                                                                                                             | 交通機能                                                                                                                    | 整備方針・配慮事項等                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広域幹線      | ・ 沖縄自動車道                                                                                                                                                                                        | ・ 自動車の広域交通を大量かつ高速に処理する                                                                                                  | ・ 沖縄自動車道からモノレールへの転換を促進し那覇都市圏の渋滞緩和（ハシゴ道路ネットワークの構築）                                                                                                                                                                                           |
| 主要幹線道路    | ・ 国道 329 号西原バイパス<br>・ 都計道路幸地インター線<br>・ 主要地方道浦添西原線<br>・ 主要地方道那覇北中城線                                                                                                                              | ・ 都市圏内の道路網の基幹部分を形成する道路<br>・ 周辺市町村や町内の都市核・拠点間を連結し、各地区の交通を集約して処理する道路                                                      | ・ 国道 329 号西原バイパスの産業道路機能の付加（産業ゾーンの縦断）<br>・ まちづくりと関連する路線として整備の早期実現<br>・ 主要地方道那覇北中城線の早期整備の実現<br>・ 沿道人口の増加に対応と局所的・一時的な混雑区間の解消<br>・ 歩行者等が安全・快適に通行できるよう歩道空間の確保とバリアフリー化<br>・ 道路緑化や景観形成のための環境空間の形成に配慮<br>・ 防災空間の形成に配慮<br>・ 災害発生時の避難・誘導に資する道路として整備促進 |
| 都市レベル幹線道路 | ・ 国道 329 号<br>・ 県道宜野湾西原線<br>・ 県道糸満与那原線<br>・ 県道 155 号線<br>・ 町道内間・小那覇線<br>・ 町道池田・大名線                                                                                                              | ・ 主要幹線道路を補完する都市内の骨格道路                                                                                                   | ・ 沿道人口の増加に対応と局所的・一時的な混雑区間の解消<br>・ 歩行者等が安全・快適に通行できるよう歩道空間の確保とバリアフリー化<br>・ 道路緑化や歴史を感じる空間づくりなど、景観形成のための環境空間の形成に配慮<br>・ 防災空間の形成に配慮                                                                                                              |
| 地区レベル幹線道路 | ・ シンボルロード（都計道路東崎兼久線、都計道路兼久安室線、都計道路呉屋安室線、仮称町道与那城小橋川線）<br>・ 都計道路棚原東線<br>・ 町道翁長徳佐田線<br>・ 町道森川翁長線<br>・ 町道森川 1 号線<br>・ 町道小那覇マリンタウン線（県道 38 号線の一部含む）<br>・ 臨港道路 1 号線<br>・ 町道東崎線<br>・ 外環状道路ネットワークを構成する町道 | ・ 地区に下記機能を享受する上で特に重要な道路<br>①地区間の連携促進<br>②地区内交通の円滑誘導<br>③都市拠点や交通結節点（西原 IC、新駅等）へのアクセス促進<br>④避難路等となる広幅員道路や避難地へのアクセス性を高める道路 | ・ シンボルロードは道路緑化によりうるおいある空間を創出<br>・ 都計道路兼久安室線、都計道路呉屋安室線の安室交差点のラウンドアバウト化を推進<br>・ 各地区から、西原インターチェンジや沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」へのアクセス、中心核、マリンタウンエリア等へ向かう交通を円滑に誘導するため、交通量に即した機能整備、沿道の環境整備等を推進<br>・ 外環状道路ネットワークを構成する町道は、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮              |
| 補助幹線道路    | ・ 県道 38 号線の現道区間<br>・ 住区の骨格を形成する主な町道<br>・ 兼久・小那覇間の骨格を形成する道路                                                                                                                                      | ・ 各地区から発生集中する交通を円滑に幹線道路へ誘導する道路<br>・ アクセス機能、バス利用促進機能、アメニティ機能等を有する道路                                                      | ・ 既存道路の有効活用と機能の維持・増進<br>・ 歩行者や自転車が安全・快適に通行できる空間整備<br>・ 緑地の配置等によるアメニティ性の向上<br>・ 住宅、工業及び商業が接する町道については、緩衝、修景機能に配慮                                                                                                                              |
| 区画道路      | ・ 街区内の交通を集散させるとともに宅地への出入交通を処理する日常生活に密着した道路                                                                                                                                                      |                                                                                                                         | ・ 歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう、路面標示等の安全施設の設置や歩車分離                                                                                                                                                                                                  |

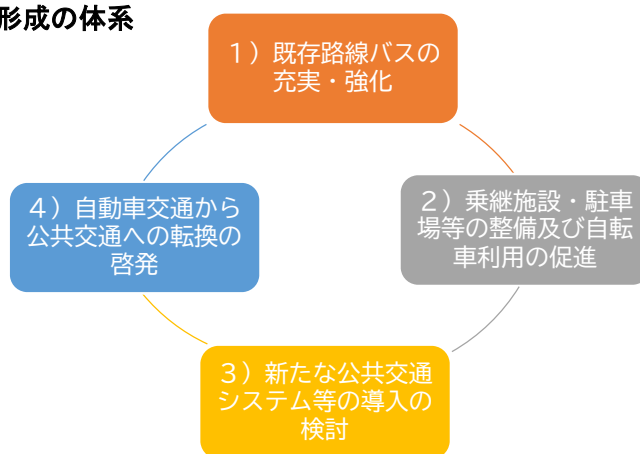
### （３）快適な生活を支え、安全・安心に移動できる地域交通の形成

高齢化が進展する中、町民の生活を支える交通手段として公共交通の利便性向上が求められています。そのため、誰もが安心して移動できる環境として公共交通を安定的に維持していく必要があることから、１）既存路線バスの充実・強化、２）乗継施設・駐車場等の整備及び自転車利用の促進、３）新たな公共交通システム等の導入の検討、４）自動車交通から公共交通への転換の啓発により、地域公共交通の推進に取り組みます。

また、沖縄の気候風土に配慮し、緑陰を創出する街路樹を積極的に配置することで、歩行環境を快適なものにして公共交通の利用を促進します。

地域公共交通の実現にあたっては、地域住民の意向及び交通事業者の協力が欠かせないため、「地域公共交通計画」の策定を推進する中で取り組んでいくものとします。また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会の設置に向けて取り組みます。

#### ■ 地域公共交通形成の体系



#### １）既存路線バスの充実・強化

- ・本町の地域公共交通は路線バスにおいて維持されていますが、サービス水準（便数や運行時間など）や公共交通空白地帯が存在していることからさらなる利用環境の向上を推進します。
- ・路線バスを安定的に維持し、サービス水準を向上させていくために、バス需要が多い地域へのルート延伸、便数の調整などによる利便性の向上、沖縄都市モノレールやバス間の乗継機能の強化により、路線バス交通の質的充実に取り組みます。
- ・公共交通空白地帯に対しては、路線バスの新規ルートの可能性の検討及び福祉バスやデマンドシステム等の新たな公共交通システムの検討を行います。

#### ２）乗継施設・駐車場等の整備及び自転車利用の促進

- ・公共交通ネットワークが十分に機能するためには、自動車からモノレール、バスからモノレールなど、各交通相互の乗継を円滑化することが不可欠です。そのため、沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」やバス停、交通結節点においては、既存バス停の機能強化、環境整備などを進めます。
- ・沖縄自動車道からモノレールへの乗り換え需要を考慮し、幸地インターチェンジと沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」パークアンドライド駐車場間のアクセス性向上の促進を図ります。

- ・マリンタウンエリアにおいて宿泊機能等を含めた交通ターミナルの建設計画があることから、その早期実現を促進します。
- ・公共駐車場の整備については、自動車交通から公共交通への転換を促すため、必要最小限にとどめ、交通結節点や公共施設において、適正規模や配置及び料金施策のあり方について検討を進めます。
- ・自転車利用の促進（電動自転車シェア〔令和6年10月現在、本町内17か所設置〕・自転車道整備・自転車歩行者道網整備・駐輪場整備）を図るため、「自転車活用推進計画」の策定を検討し、それによって具体的な整備方法を検討します。
- ・東海岸地域サンライズ推進協議会において、全長23.6kmのサイクリングルート「サンライズルート」を設定し、サイクルツーリズムによる地域の魅力発信、地域住民への自転車利用の促進に取り組んでいることから、本町においてもその推進に努めます。



シェアサイクルポート  
(東崎公園)

### ■ 沖縄東海岸サイクリングルート計画図

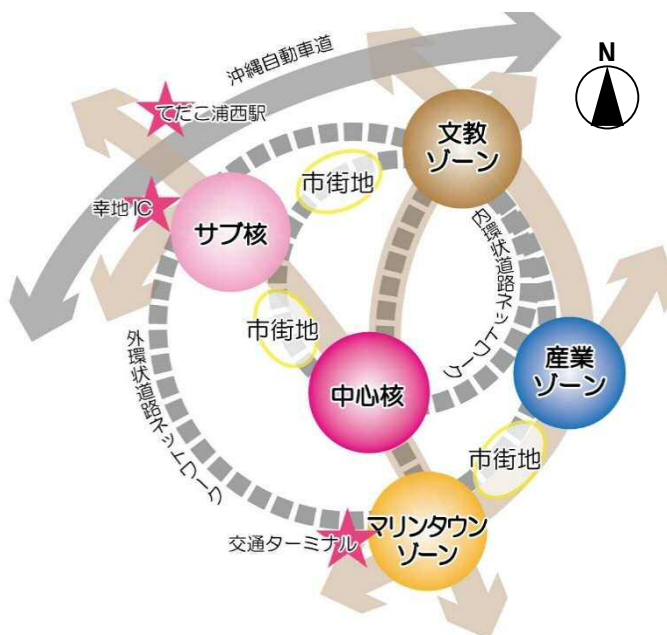


出典：東海岸地域サンライズ推進協議会

### 3) 新たな公共交通システム等の導入の検討

- ・中心核の形成、マリンタウンエリアの商業機能や観光・レクリエーション機能の充実、市街地整備の進展や交通需要の変化等を想定すると、既存の路線バスのみでは、将来の地域公共交通への負担が大きいことから、交通需要のネットワークである内環状道路ネットワーク、外環状道路ネットワークを活かしたきめ細やかなサービス水準を確保し、誰もが快適に移動できる新たな公共交通システム（沖縄都市モノレール等）の導入に向け検討します。
- ・また、将来、大型 MICE 施設の開業に伴い将来交通量の増大が予測されるため、MICE 関連交通量を公共交通（新たな公共交通システム含む）において処理できるよう県に要請します。
- ・さらに、交通システムとして情報技術等の ICT を活用した先進的な取組みや MICE エリアにおける快適な域内交通（自動運転等）の検討を県と協力して進めていきます。

#### ■ 新交通システム検討ルート案



### 4) 自動車交通から公共交通への転換の啓発

- ・自動車交通から公共交通への転換は、交通渋滞の解消などとともに、環境負荷の低減や都市内交通の円滑化に大きく貢献することから、その意義の啓発に努めます。
- ・公共交通機関利用の促進（IC カードの導入や乗継ぎの改善、シームレスな公共交通の実現など）の実施施策の PR と周知徹底を行うなどの啓発に努めます。

## (4) 人や地域、環境にやさしいウォーカブルな道路空間づくり

### 1) 円滑な道路交通の確保と安全性・快適性の向上

- ・町民の生活や経済活動を支える人や物、情報の交流・連携を促進することにより、都市の活力を高め、持続可能な社会を実現する必要があります。そのため、道路の混雑緩和を図り、円滑性を高める道路交通の確保を図ります。
- ・高齢者や児童、障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせる生活環境の形成や、安全・快適に移動できる道路環境を形成するため、生活道路や歩道空間などの安全性・快適性を高め、ウォーカブルな道路空間整備を進めます。
- ・自転車利用の増大に伴い、交通事故の発生が危惧されるため、歩行者・自転車の安全性を確保する交通事故対策について検討します。
- ・角地等を利用したポケットパーク（辻広場）やベンチの設置等により歩きやすい環境整備を進めます。

## 2) 都市防災向上のための道路空間づくり

- ・災害発生時の救援・復旧活動を迅速に実施し、被害を最小限にとどめ都市活動の早期回復を図ることができるよう、避難路や延焼遮断帯となる広幅員道路の整備、街路樹の設置など、都市防災機能を高める道路空間の整備を進めます。
- ・災害時における救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送を確実に実施するための緊急輸送道路の整備を計画的に推進していくため、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、必要な整備を推進します。(町道内間・小那覇線、町道小那覇1号線、町道呉屋安室線、町道上原～千原線)
- ・地域の防災力を超える災害発生を想定し、台地部への円滑な避難路の確保など、減災機能を高める道路の整備を進めます。
- ・密集市街地における細街路などにあるブロック塀の倒壊は、人的被害及び避難・救助路の閉塞につながるため、ブロック塀の倒壊対策を検討します。
- ・災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、「西原町無電柱化推進計画(2025(令和7)年6月策定)」に基づき無電柱化の推進を図ります。

## 3) 景観形成やビオトープとしての道路空間づくり

- ・道路は、町を訪れる人に、第一印象として本町の雰囲気伝える重要な空間となるとともに、道路緑化による緑のネットワークは、小動物の生息範囲をつなげる回廊となり生物多様性の維持に重要な空間となります。町民が快適に日常生活を送るため、環境と調和した良好な道路景観づくりや都市環境に配慮した道路空間の形成を図ります。
- ・街路樹の設置や沿道へのプランター設置、サワフジ(さがりばな)など本町らしい樹木の植樹とともに、地域のまちづくりと連携した管理のあり方等について検討するなど、無理なく西原町らしい景観を形成する方向を検討します。
- ・町内には、首里城と中城城を結ぶ「歴史の道」が通っていたことから、歴史の道を感じさせる道路空間づくりを検討します。
- ・中心核やシンボルロード等のシンボル性の高い道路区間においては、緑の配置や無電柱化(電線類の地中化、裏配線等)、色彩やサインの統一、ストリートファニチャーの設置等により、高質な空間づくりを検討します。
- ・美しい道路景観の維持・創出に資する地区計画や協定の導入等について検討します。

## 4) 環境負荷の軽減に配慮した道路空間づくり

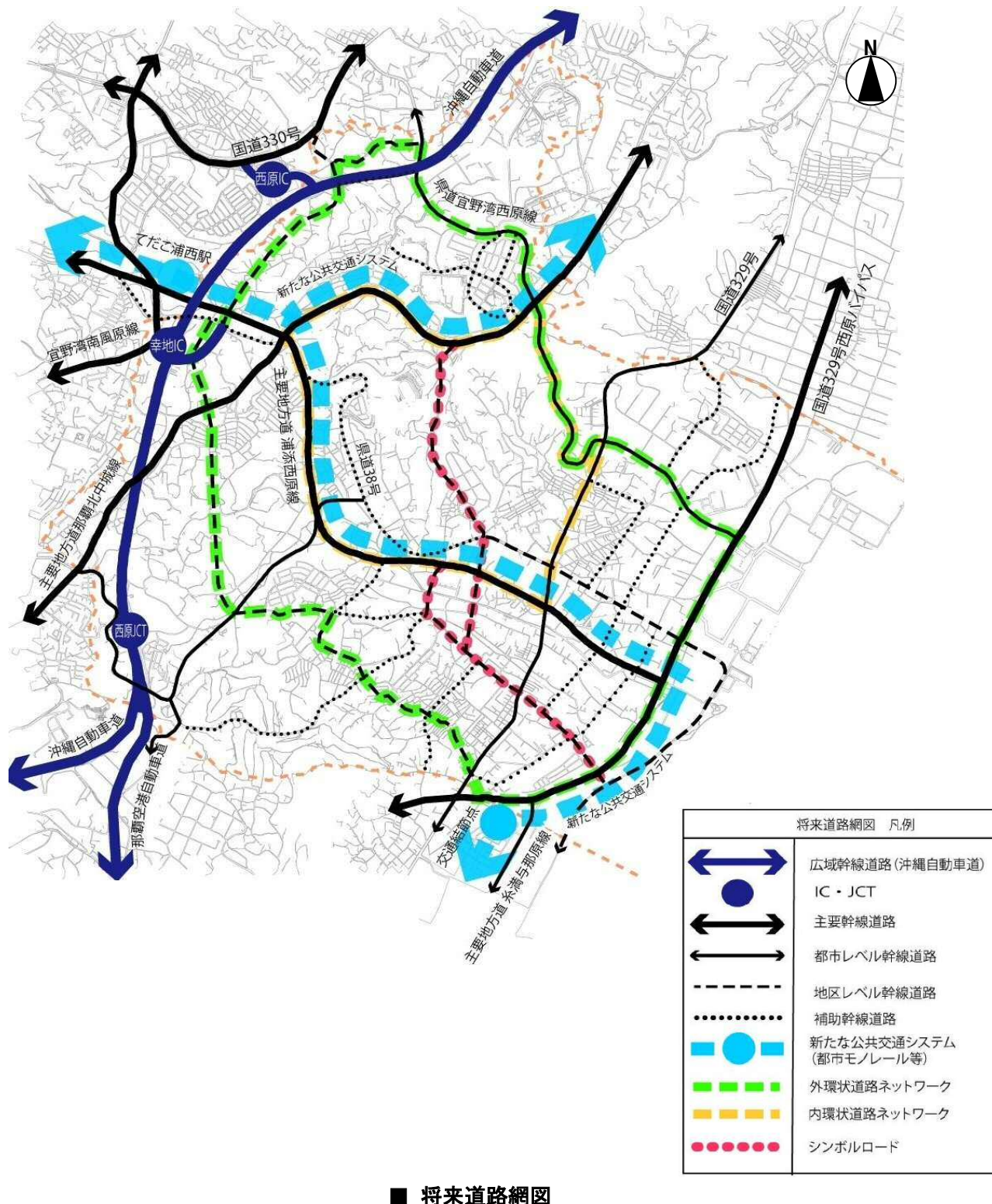
- ・温暖化など地球規模で環境問題が深刻化する中で、自動車交通による環境負荷やエネルギーの消費を軽減する必要性が高まっています。また、健康増進の観点から、車に頼らず歩くまちづくりの必要が求められています。そのため、道路緑化、自転車・歩行者道の拡充に配慮したウォークアブルな道路空間づくりを進めるとともに、エコカーの普及促進に努めます。

## 5) 人にやさしい福祉の交通環境づくり

- ・活力にあふれた住みよいまちづくりを実現するためには、都市基盤整備の充実を図るとともに、高齢者や児童、障がい者など誰もが安全・安心に利用できる施設整備や社会システムを構築する必要があります。そのため、その障害となる物理的・制度的な改善・整備を進めます。
- ・日常的な活動空間となる道路や公共交通機関、公共公益施設等においては、年齢や運動能力の違いによらず、誰もが安心して利用できる環境を形成します。

### 【施策展開】

- 車いすのすれ違い等に配慮した広幅員歩道の確保、段差の解消、無電柱化
- 歩道空間の利用に関する指導やルールづくり（車や自転車による閉塞の解消など）
- 公共交通機関や学校、病院、商業施設など公共性の高い施設周辺における歩行支援施設の整備
- 建物のセットバックスペースなどを活かした緑陰や休憩ベンチ等の設置
- 「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、大規模建築物におけるバリアフリー化の指導
- 分かりやすい情報案内施設や誘導ブロック、スロープ等の設置



### 3. みどりと水に関する方針

#### ◆ みどりと水に関する基本方針

##### ○ 特色あるみどりのまちづくりを展開します

- ・本町中央の斜面緑地等に『環境保全軸』、小波津川沿いに『都市のみどり軸』、海浜地に『水辺軸』及びまちの顔となる地区を配置し、斜面緑地や河川など自然環境と公園・緑地が連携した特色あるみどりのまちづくりを展開します。

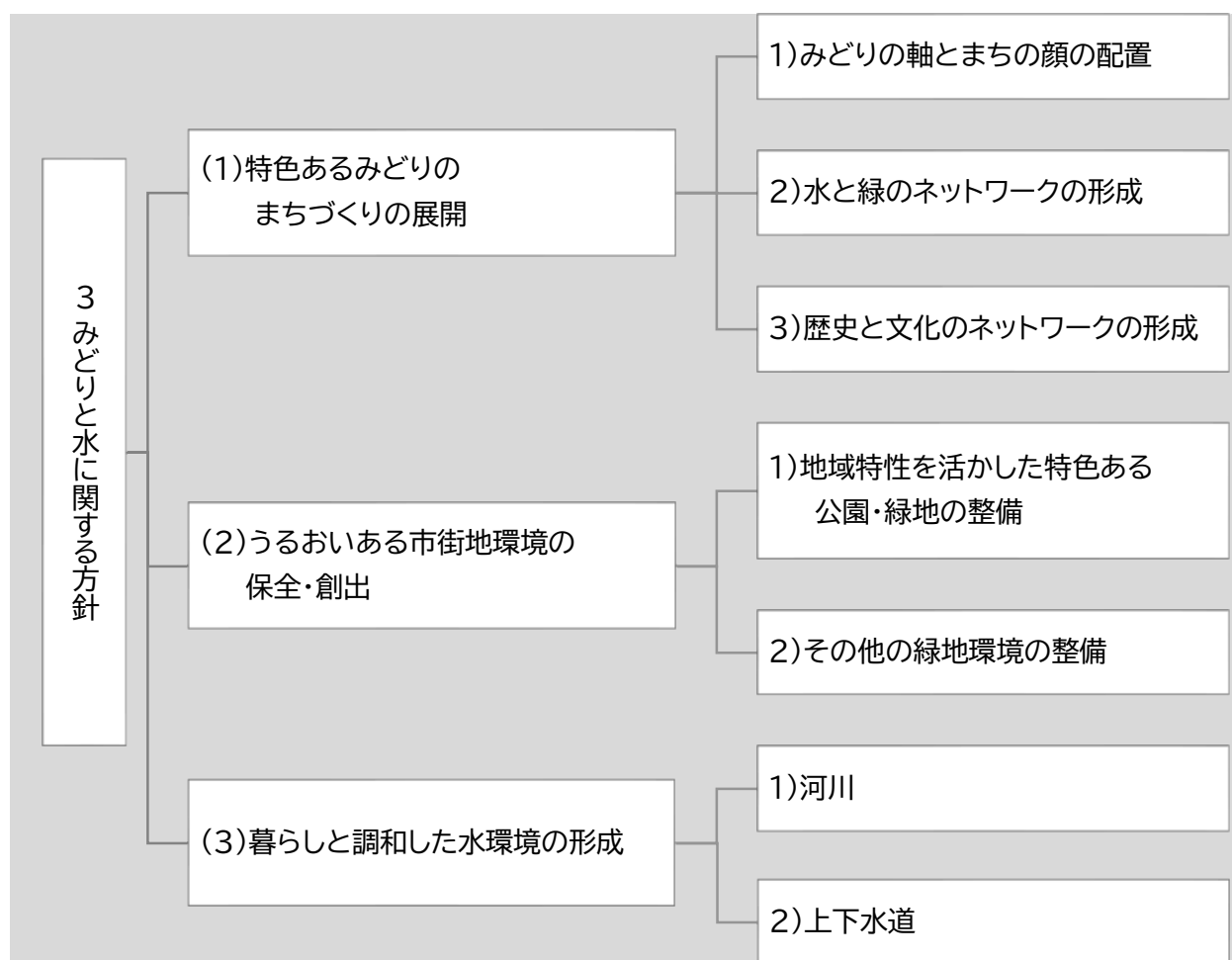
##### ○ うるおいある市街地環境を保全・創出します

- ・市街地においては、公園・緑地をはじめ民地内の緑化等によって身近な緑を増やすことにより、緑豊かな街並み形成や緑のネットワーク化を進めます。また、市街地内の緑や周辺の農地等は、身近なみどり空間として保全し次代へ継承します。

##### ○ 暮らしと調和した水環境の形成を図ります

- ・総合的な治水対策を進めるとともに、動植物の生息空間や温度調節機能、防災機能、親水性によるレクリエーション機能など、河川が持つ多面的機能を活かし、質の高い市街地環境を形成します。

#### ■ みどりと水に関する基本方針の体系



## (1) 特色あるみどりのまちづくりの展開

### 1) みどりの軸及びまちの顔の配置

#### ① 連続性を持つ斜面緑地の保全・活用（『環境保全軸』の形成）

- ・斜面緑地を『環境保全軸』に位置づけ、修景の保存やエコロジカルネットワークとしての機能保全、自然観察等の学習の場等としての活用を図ります。
- ・保全にあたっては、保全の優先順位を見極め、地権者の協力を得ながら、緑地保全地域や市民緑地制度を導入するなど、県の協力を得て、効果的な保全策に結び付けていきます。
- ・開発が行われる場合は、事業者や地権者に対し、緑地の保全・創出への協力を求めます。



斜面緑地（池田）  
出典：西原町景観計画



中城村から与那原町まで連なる斜面緑地  
出典：沖縄県広域緑地計画（H30.3）

#### ② 海浜地域～中心核～斜面緑地をつなぐ緑の配置（『都市のみどり軸』の形成）

- ・小波津川（2級）や兼久川（準用）で形成する「水と緑の空間軸」、主要地方道浦添西原線やシンボルロード等のうるおいある道路空間を基軸として、海浜地域と町の中心核、西原運動公園方面をつなぐ『都市のみどり軸』を配置します。
- ・良好な植生や水辺環境を活かした公園・緑地の整備を進めることで、自然とのふれあいの場を創出します。また、河川や道路等の線的な緑、公園や施設内緑地、民地緑地などの点的な緑を有機的につなぐことで、うるおいある都市間環境を形成します。
- ・小波津川河岸整備においては、多自然川づくりや親水空間の確保、海浜資源を活用した空間づくり等に配慮し、自然との共生を図った環境形成を進めます。

#### ③ 沖縄らしい海と緑が融合する空間の創出（『水辺軸』の形成）

- ・海浜地域に、海岸線や白浜、東崎公園や都市緑地を中心とする『水辺軸』を配置します。
- ・この海浜地域は観光機能やレクリエーション機能の高い水と緑の空間として、また、多様な生物の生息空間として保全・活用を図るとともに、安らぎや賑わいを感じる修景整備を進めます。
- ・大型MICE施設及び宿泊・商業施設周辺の水辺空間は、市街地等の下水道普及等に努めることで、水質の改善と良好な親水空間を形成します。

#### ④ 表情豊かなまちの顔づくり

- ・中心核やサブ核など“まちの顔”やゲートとして役割を担う地区については、地区計画等のまちづくりルールを活用しながら、斜面緑地や小波津川等の自然環境、周辺の公園・緑地等と調和を図りつつ、魅力ある都市環境や景観の形成に努め、表情豊かな西原町らしい顔づくりを進めます。

## 2) 水と緑のネットワークの形成

- ・公園・緑地は、都市環境の保全や景観形成機能、交通公害の防止や緩和等の都市環境保全機能、延焼遮断帯や災害時の避難場所としての防災機能、地区住民の憩いの場、小動物の生息の場、レクリエーション機能など多様な機能を有しています。これらの機能が十分に発揮されるためには、緑化された道路や公園・緑地等の施設を有機的に結ぶことが必要です。
- ・本計画では、西原運動公園や東崎公園等の大規模公園等を核としながら、斜面緑地や小波津川、公共施設内や民地の緑等、史跡や文化遺産周辺の緑等を、街路樹や街角の花壇、オープンスペースを活用した緑地、河川・水路等でつなぐことにより、水と緑のネットワークを形成します。
- ・大規模な土地利用転換等に当たっては、緑地の創出や公園の整備等を誘導します。
- ・広幅員道路については、道路緑化を進めるなど沿道の街並み景観づくりに配慮します。また、景観の向上・改善や緑化に取り組む町民等の活動を支援します。
- ・公共施設の緑化に努めるとともに、町民や企業、大学等の協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化など民地の緑化を促進します。特に、沖縄キリスト教学院大学・短期大学の周辺等の緑地や、内間御殿をはじめとする文化遺産周辺の緑地など、風致的に優れた緑地や伝統的・文化的な意義のある緑地については、特別緑地保全地区や風致地区の指定を検討し適正に保全します。

## 3) 歴史と文化のネットワークの形成

- ・本町には金丸（のちの尚円王）の旧宅跡地であり、国史跡に指定された内間御殿をはじめ、グスクや拝所など多くの文化遺産や、歴史的な場所、伝承が残る場所が点在します。これらは先人が永い歴史の中で築いてきたかけがえのない歴史文化遺産です。これらを保存・活用していくことは「文教のまち」の具現化の一方策として、また本町を理解し、郷土の新しい地域文化を創造し町民文化の高揚を図る上で極めて重要と言えます。



棚原の石畳道

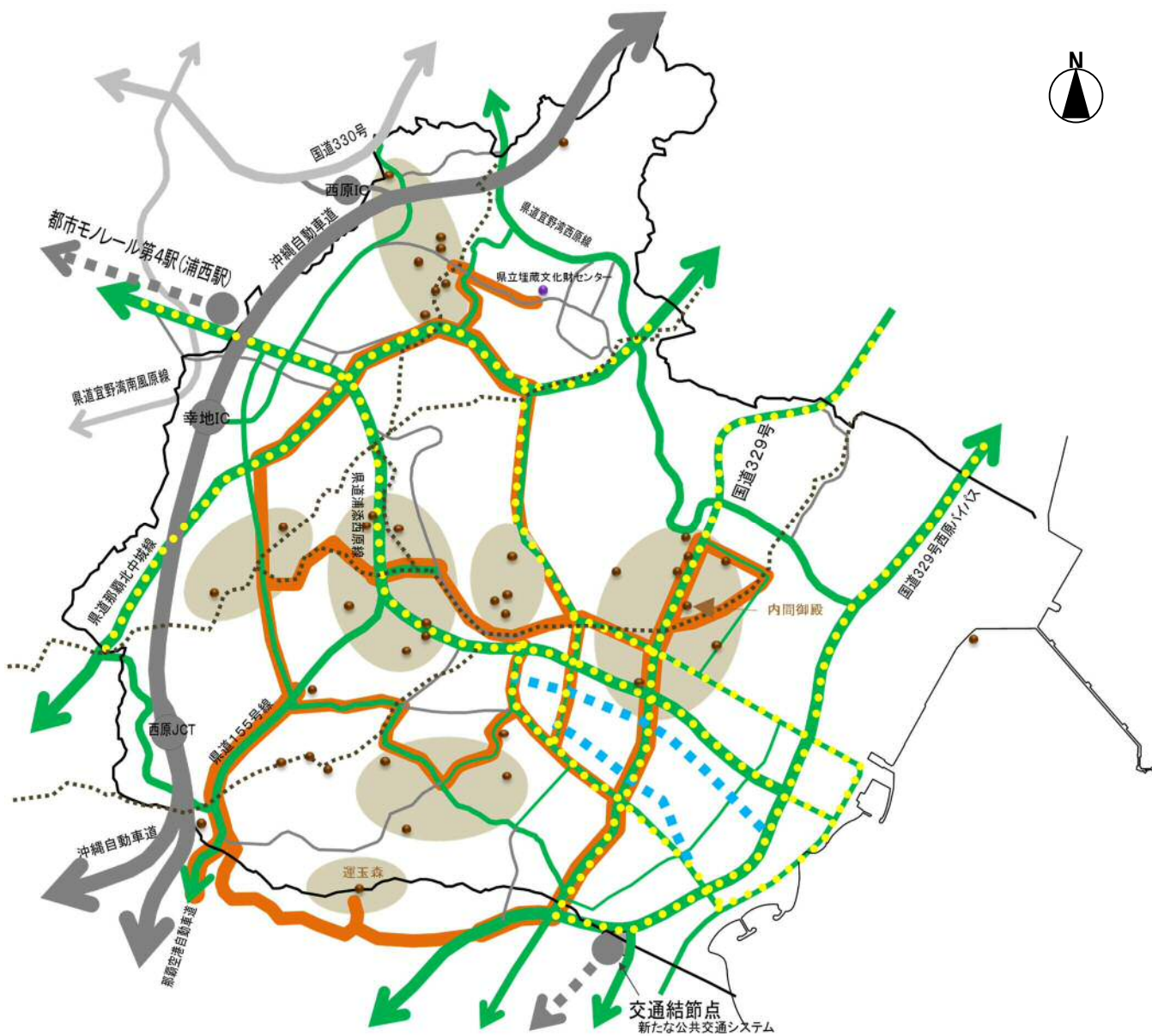
- ・そのため、現存する文化遺産や歴史的、伝承が残る場所については保存・活用を図るとともに、「歴史の道」が通っていたと推測される箇所については、現在整備中の主要地方道那覇北中城線や主要地方道浦添西原線などルートが重なるため、両道路の歩道等において歴史の道を演出するような舗装やサイン計画等を進めるなど、点在する文化遺産や歴史的、伝承が残る場所を回遊できる歩行空間づくりを進めます。また、点在する歴史・文化遺産や県立埋蔵文化財センターも含めて、有機的なネットワークを形成します。

- ・運玉森は町の象徴的な存在であり、運玉義留（ウンタマギルー）の伝説や沖縄戦にまつわる歴史など、町民生活にゆかりの深い地です。また、その頂上は集落や中城湾に浮かぶ島々等を見渡す風光明美な眺望点となっていることから、適正な保全と活用により、自然の豊かさや歴史等を次代へ伝える拠点とします。



運玉森遠望

### 3. みどりと水に関する方針



## 図 歴史と文化ネットワーク

| 凡 例                                                                                   |                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
|  | 歴 史 と 文 化 の ネットワーク       |
|  | 歩 行 者 ・ 自 転 車 の ネットワーク   |
|  | 幹 線 道 路 による 緑 の ネットワーク   |
|  | 親 水 空 間 の ネットワーク         |
|  | 歴 史 ・ 文 化 財 が 集 積 する 地 区 |
|  | 歴 史 ・ 文 化 財              |
|  | 歴 史 の み ち                |

## (2) うるおいある市街地環境の保全・創出

### 1) 地域特性を活かした特色ある公園・緑地の整備

#### ① 公園・緑地種別の整備方針

##### 【運動公園】

- ・西原運動公園は、斜面緑地を活用したスポーツやレクリエーション拠点となっており、今後も必要な改築等を行いながら活用の促進を図ります。



西原運動公園

##### 【地区公園】

- ・東崎公園は、きらきらビーチや商業施設、大型MICE関連施設等と一体となったレクリエーションの拠点として、利用の促進と管理の充実を図ります。また、必要に応じた再生整備を図ります。



東崎公園

##### 【近隣公園】

- ・上原高台公園は、近隣住民の憩いの場として活用するとともに、好眺望点として魅力の向上と利用促進、管理の充実を図ります。また、必要に応じた再生整備を図ります。
- ・庁舎等複合施設を配置する公共施設ゾーン内に、近隣の公共施設や商業店舗等の利用者や就業者、近隣住民が集う新たな近隣公園を配置し、小波津川等の親水性を活かしつつ、市街地内にうるおいを与える空間とします。
- ・公園不足地区となっている坂田交差点南西側に近隣住民の憩いの場となる新たな近隣公園の配置を検討します。
- ・庁舎等複合施設東側に新たに配置する近隣公園は、災害発生時に、防災拠点として機能させるための防災設備（防災パーゴラやかまどベンチ等）を備えた多機能な公園とします。



上原高台公園からの眺望

##### 【街区公園】

- ・街区公園や民間開発等において移管された公園については、少子高齢化等を背景に利用属性やニーズの変化に応じて、今後の利用形態の動向等を勘案しながら、必要に応じたりニューアルを進め利用しやすい公園づくりを進めます。
- ・西原西地区土地区画整理事業区域内に、周辺住民の憩いの場となる街区公園4箇所を整備します。
- ・公園が不足している森川地区、嘉手苅地区、幸地地区及び我謝地区については、面的な整備や道路整備等と合わせた新たな公園配置を進めます。



白川公園（街区公園）



上原西公園（街区公園）

##### 【都市緑地】

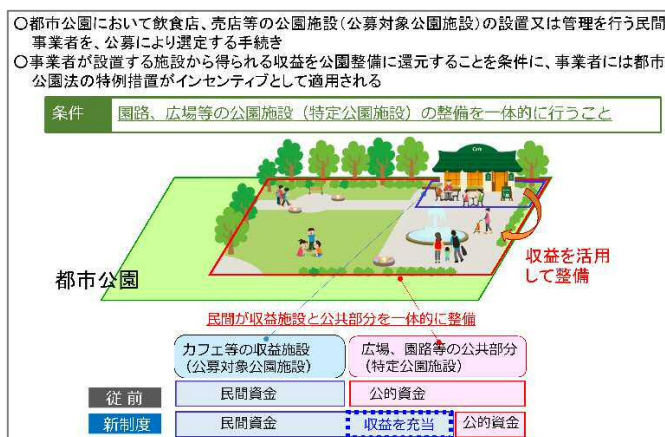
- ・内間地区の掛保久後間毛都市緑地、東崎地区の東崎都市緑地は、都市内にうるおいを与える緑地として管理の充実を図ります。

## ② 安全・安心・快適な生活に資する公園づくり

- 公園の利用者属性や利用者ニーズの変化等を捉えながら、使いやすく安全・快適な施設環境づくりを進めます。また、町民等と協働しながら、遊具の安全確認や美化など管理の充実を図ります。
- 公園は災害発生時に延焼遮断帯として機能するほか、近隣公園等の生活に身近な公園は避難場所や食料等の配給拠点、地域情報の提供の場として、大規模な公園は駐車場や広場、生活復旧支援の場として機能するなど重要な役割を果たします。そのため、公園整備やリニューアルにあたっては、防災機能の確保に配慮します。

## ③ 民間活力を活かした賑わいを創出し、幅広い利用を促す公園づくり

- 民間活力を活かし、Park-PFI（公募設置管理制度）\*を活用するなどによって、賑わいを創出し、公園の幅広い利用を展開する公園づくりに取り組んでいきます。



## 2) その他の緑地環境整備

- 本町は墓地開発圧力が強く、多くの墓地が散在しています。そのため、「西原町墓地基本計画」（平成 22 年 3 月）に基づき対応方向を整理した上で、必要に応じて、墓園の設置を検討します。
- 平成 23 年 2 月に国史跡に指定された内間御殿は石造遺構等の修復・復旧・復元整備のほか修景整備を行うなど、地域の歴史、文化、教育、観光資源として活用を図ります。
- 樹齢 400 年以上といわれている「内間御殿のサワフジ（さがりばな）」（町指定天然記念物）は、保護とあわせて将来への継承について検討します。
- 「内間御殿」や「内間御殿のサワフジ（さがりばな）」などの歴史・文化的資源を活用した景観づくりを推進します。

Park-PFI 制度のイメージ

出典：国土交通省



内間御殿 案内板



本殿



サワフジ（さがりばな）



- 小波津川上流にある県道 155 号線北側の緑地は、良好な植生や水辺空間を有する緑地として保全するとともに、福祉や環境に配慮し誰もが安全に散策等ができる緑地として整備を検討します。

※ Park-PFI（Park-Private Finance Initiative）公募設置管理制度：

公園に施設（収益施設も可能）を設置して運営する民間事業者を公募により選定する制度である。この制度は、公園に民間の優良な投資を誘導することで、管理者の財政負担を軽減しつつ公園の質や利便性を向上させることを目的にしている。

### （３）暮らしと調和した水環境の形成

河川や排水路については、計画的に整備が進められてきたものの、豪雨時には中・下流において局地的に氾濫が起こり、生活域及び農用地で浸水被害を引き起こしてきました。そのため、現在、小波津川の護岸整備が県により進められています。

今後は、市街化の進展に合わせた河川や排水路の整備を進めるとともに、沿川市街地と一体となった親水空間の整備など、河川的环境特性を活かした都市基盤整備を進めるものとします。

また、市街化の進展や需要の増大に合わせた適正な下水道処理に努めること等により、水環境と調和する安全・安心で快適な暮らしを提供していきます。

#### １）河川

##### ① 総合的な治水対策の実施

- ・河川流域の保水・遊水機能の確保に配慮しながら、下水道整備と一体となった総合的な治水対策を目指します。

##### ② 快適な環境づくりに寄与する河川の整備

- ・河川は、治水機能に加え、動植物の生息空間や都市内にうるおいや安らぎ、涼しい空気を与える水や風の道、延焼遮断帯等の防災機能など、良好な都市環境形成において多様な役割を有しています。そのため、治水安全度の向上とともに、都市環境形成に配慮するなど、バランスのとれた河川整備を目指します。
- ・治水上の問題がある小波津川において、河岸整備は、安心でうるおいある町民生活を確保する上で急務であることから、着実かつ早急な整備を促進していきます。
- ・中心核の公共サービス地区内を流れる小波津川や兼久川は、貴重な環境資源として「水と緑の空間軸」に位置づけ、町民等が楽しみ集える親水空間を創出するとともに、町民やNPO、県などの協力を得ながら質の高い空間形成を目指します。



小波津川整備イメージ図

提供：沖縄県

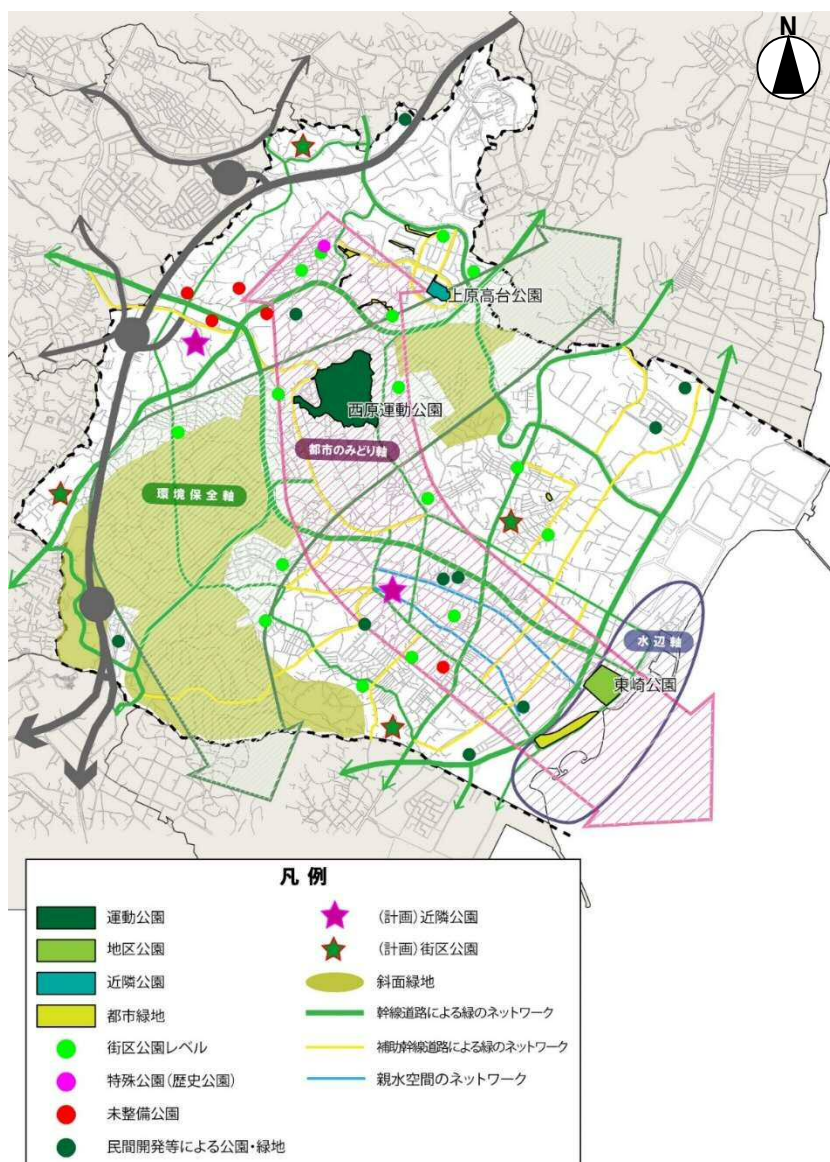
## 2) 上下水道

### ① 快適な環境づくりに資する下水道の整備

- ・ 浸水防止や水洗化による生活環境の向上や公共用水域の水質保全等を目的に、令和6年3月時点における下水道普及率は42.8%、水洗化率は72.5%となっており、沖縄県平均（普及率72.2%、水洗化率89.6%）と比べて低い水準となっていることから、引き続き公共下水道の普及率及び接続率向上を図ります。
- ・ 都市活動に不可欠で計画的な市街地拡大は、時期等を勘案しながら、必要に応じ公共下水道区域の見直しを行います。
- ・ 下水道施設の維持管理を計画的に行います。

### ② 良質で安定した上水道の供給

- ・ 上水道は、計画的な整備によって、ほぼ本町の市街地全域への供給が可能な状況となっています。今後も、市街地拡大による人口増加に対応し、水需要量の増加が予想されるため、長期的視点に立った上水道施設の整備拡充を図ります。また、上水道施設の維持管理を計画的に進め、良質で安定した供給を図ります。



■ みどりと水に関する方針図

## 4. 都市環境形成に関する方針

### ◆ 都市環境形成に関する基本方針

#### ○生活環境の整備・保全に努めます

- ・自然環境と調和し、安全・安心・快適で、うるおいに満ちた生活環境を持続的に確保していくため、人や地域、環境に優しいまちづくりを進めることを基本方針とします。

#### ○地球環境にやさしいまちづくりを推進します

- ・環境への影響や環境負荷の軽減等に配慮した都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備等を進めることにより、地球環境にやさしく、持続的に発展するまちを目指します。

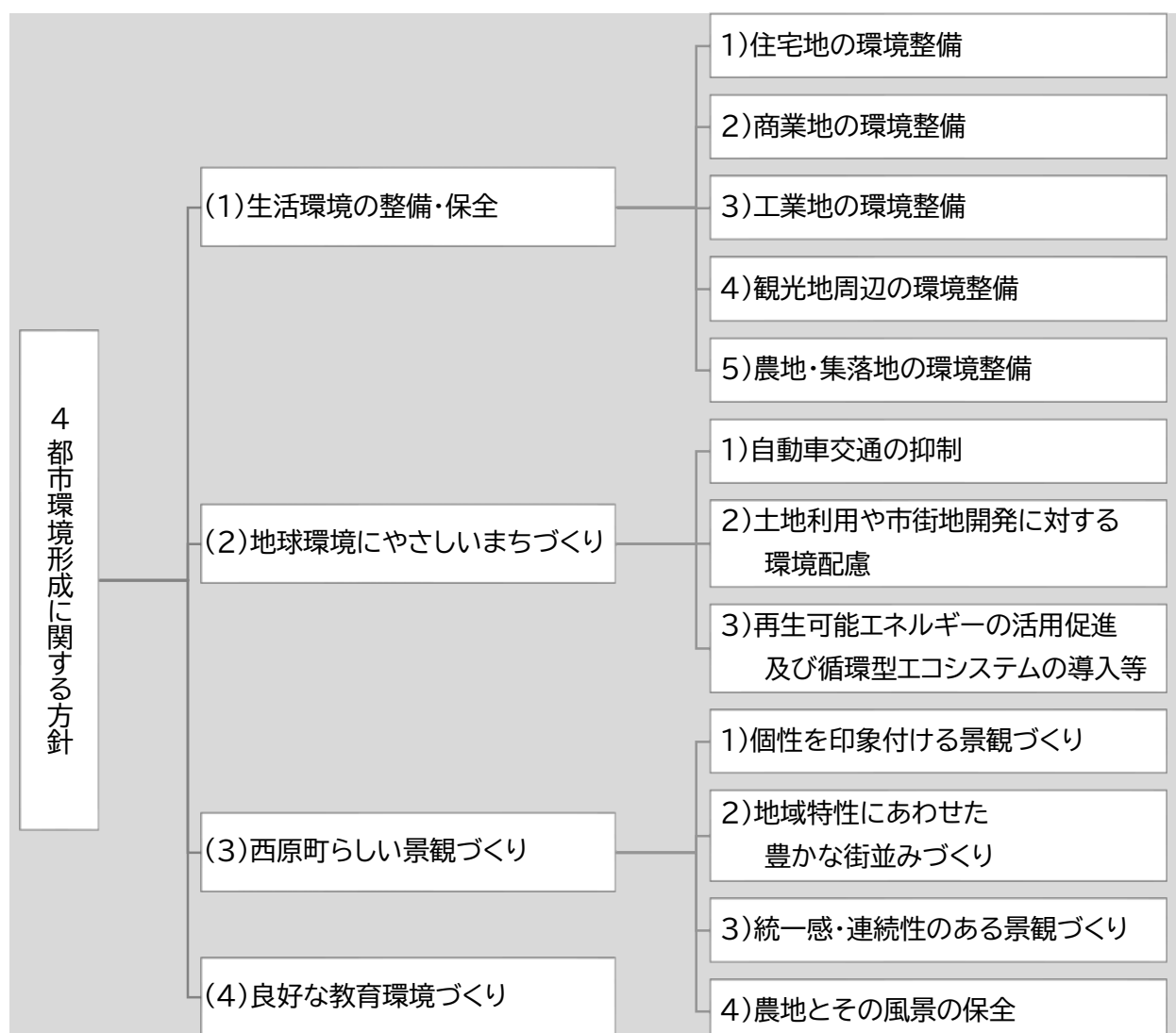
#### ○西原町らしい景観づくりを進めます

- ・水と緑等の自然環境や歴史文化的な資源などを活かして、西原町らしい景観づくりを進めます。

#### ○良好な教育環境を形成します

- ・「文教のまち」の実現のため、学校教育及び生涯教育など総合的に良好な教育環境の充実に努めます。

### ■ 都市環境形成に関する方針の体系



## (1) 生活環境の整備・保全

### 1) 住宅地の環境整備

- ・住宅地については、安全性や快適性を高めるため、必要な施設整備やまちづくりルールづくりを進めます。

#### 【施策展開】

- 十分な幅員が確保された地先道路の整備
- 狭あい道路や行き止まり道路の解消
- 通過交通を排除する道路配置や交通規制の導入
- 身近な憩いの場となる街区公園やポケットパークの整備、たまり空間の創出
- 学校や病院などの主要施設、バス停留所や身近な商店等への快適な歩行空間の整備
- ごみステーションの設置や門・塀・家屋等の外構の統一、プランター設置や植栽などによる美しい街並みの創出
- 污水处理施設の未普及箇所の整備促進
- 雨水排水施設等の整備 等

### 2) 商業地の環境整備

- ・商業地は、町全体や各地区の中心として人々が集まる場となることから、ゆとりのある空間整備や質が高く個性的な景観の演出等を図ります。

#### 【施策展開】

- 無電柱化による広がりのある空間整備
- 沖縄の気候風土に対応し緑陰が配置された空間整備
- 市街地にうるおいを与える水辺空間の創出と水の演出
- 琉球文化を感じさせる建築物や基盤の整備（赤瓦や琉球石灰岩の利用、グスク）
- 立体的な緑化によるうるおい景観の形成、店舗等の協力による楽しい雰囲気づくり
- 建物の意匠や周囲の環境と調和した看板や広告のコントロール
- 祭りやイベントに対応できる広場の創出
- 高齢化の進展に対応した人にやさしい基盤整備（バリアフリーの推進）
- 情報発信拠点となる情報基盤の整備
- 商業者や町民、事業者、大学等と連携した周辺まちづくりの推進（にぎわいや交流の場、地域コミュニティの形成、防犯や美化活動への参加等） 等

### 3) 工業地の環境整備

- ・工業地は、機能の追求のみならず安全性やうるおいある環境づくり、美しい景観づくりなど快適な就業環境の維持・形成に資する環境づくりを誘導します。

#### 【施策展開】

- 敷地内緑化の誘導、道路緑化の推進
- 交通需要に対応した道路整備（車道・歩道）
- 就業者の憩いの場となる公園等の整備
- 周辺地区との緩衝帯となる緑地の設置
- 大学や他企業との多様な交流機会の拡大 等

#### 4) 観光地周辺の環境整備

- ・マリンタウンエリアをはじめとする観光地の周辺においては、アクセス性の向上や情報提供の充実など、魅力や集客性を高める環境整備を進めます。

##### 【施策展開】

- 観光地やアクセス道路沿いにおける修景整備
- 自動車や公共交通でのアクセス利便性の向上
- 観光地間の連絡性や回遊性の向上
- レジャー施設の使い易さや快適性の向上（トイレや駐車場の充実など）
- 写真スポットの設置
- 本町らしく分かりやすい案内板（サイン）の充実
- パンフレットや電子媒体による情報提供の充実
- 町民、企業等との協働による美化活動や施設管理、指定管理者制度の導入 等

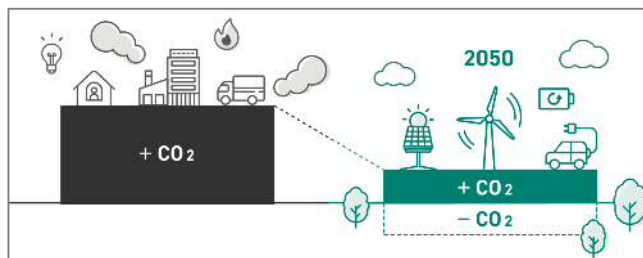
#### 5) 農地、集落地の環境整備

- ・集落地においては、生垣の整備や屋敷林の保存・育成に努めるとともに、集落地内の道路や排水施設の機能向上、営農環境の維持等による農地の保全、修景整備等を促進し、個性的な集落地環境を創出します。

### (2) 地球環境にやさしいまちづくり

環境への影響や環境負荷の軽減等に配慮した都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備等を進めることにより、地球環境にやさしく、持続的に発展するまちを目指します。

また、地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動を促進して、温室効果ガス排出削減に取り組むことで、カーボンニュートラル（脱炭素）への移行を図り、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します



カーボンニュートラルの目標イメージ図

出典：環境省

#### 1) 自動車交通の抑制

- ・公共交通の充実などにより自動車利用の抑制、さらに自動車の排気ガスの軽減や低公害車の普及などを推進し、自動車公害の防止に努めます。

#### 2) 土地利用や市街地開発に対する環境配慮

- ・産業公害や都市生活型公害の防止のため、用途地域等の指定にあたっては、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・市街地開発事業等の実施にあたっては、周辺との調和を図るとともに、緑地や生態系への配慮、雨水流出や水質汚濁の防止、通風に配慮した街区形成など環境への影響に配慮します。

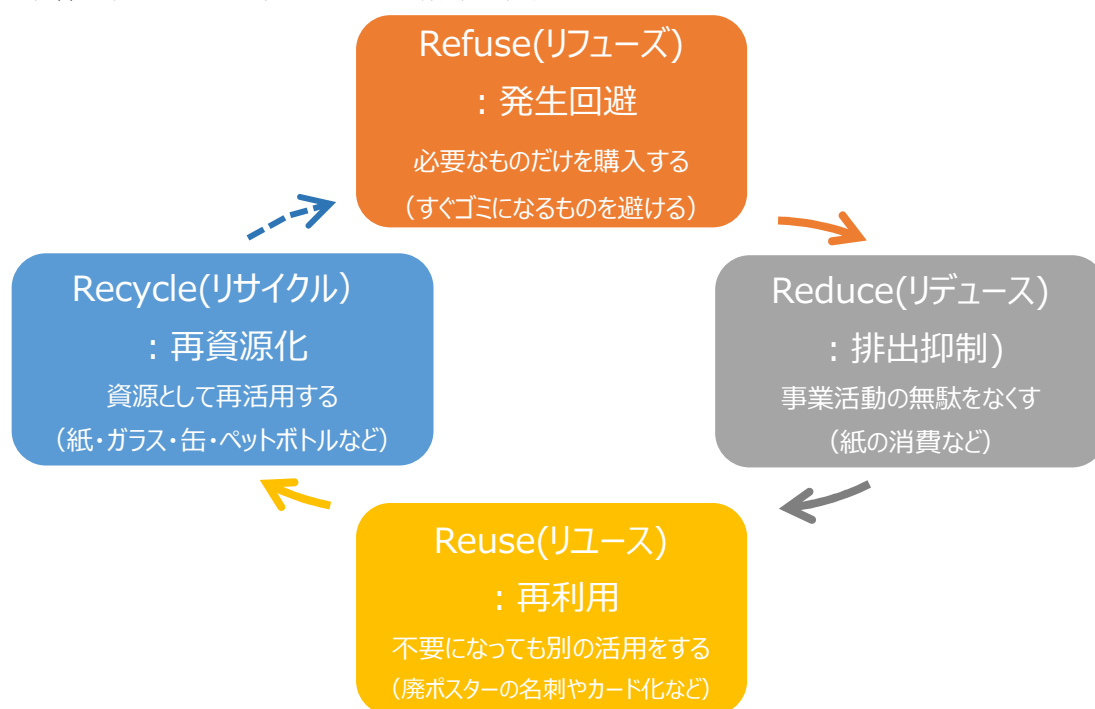
#### 3) 再生可能エネルギーの活用促進及び循環型のエコシステムの導入等

- ・エネルギーの効率的な利用や再利用・再生利用など、環境負荷が少ない循環型の社会システム

#### 4. 都市環境形成に関する方針

の構築を目指した都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備等を進めます。

- ・公共施設においては、省エネルギー化に取り組むとともに、脱炭素社会に向けた取組の普及のため、風力及び太陽光等の再生可能エネルギーを活用した自家消費型の施設整備を推進します。
- ・増大する廃棄物に対して、分別収集の徹底や排出抑制を図り、4 R(Refuse(リフューズ：発生回避)、Reduce(リデュース：排出抑制)、Reuse(リユース：再利用)、Recycle(リサイクル：再資源化))を推進し、地球にやさしい循環型社会づくりに努めます。



- ・南部広域行政組合では、沖縄本島の南部に位置する6市町（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町）において、新ごみ処理施設の建設を検討しており、本町小那覇地区が建設候補地として決定したことから、事業主体である南部広域行政組合との連携により整備を推進します。

### (3) 西原町らしい景観づくり

#### 1) 個性を印象づける景観づくり

- ・景観資源の保全・活用により本町らしい都市景観を形成するとともに、都市の“顔”となる拠点や骨格となる“軸”を明確に位置づけてそれぞれの個性を活かした景観づくりを進めることで、個性的でメリハリのある景観が形成されます。沖縄特有の空や海の青、街並みの白色、光と影のコントラスト、沖縄古来のシーサーや赤瓦等との調和を基本テーマとしながら、豊かな水と緑、文教のまちとしての風格、歴史性など地域資源と融合する西原町らしい景観づくりを進めます。

#### 2) 地域特性にあわせた豊かな街並みづくり

- ・マリンタウンエリア及び後背地では、大型M I C E施設を核とした東海岸地域のリゾート環境形成のため、都市施設及び観光商業・宿泊施設等に緑と水辺空間の創造と景観コントロールを

行い、交流と賑わいの空間形成に向け取り組みます。

- ・MICE周辺の景観形成については、西原町景観計画において、緑と水辺、交流と賑わいの空間形成について検討します。
- ・実現にあたっては、大型MICE運営事業者や民間企業等と協力しながら、ウォーターフロントやMICEイベントを活かした賑わいある空間づくりと、美しい水辺空間と調和ある街並みの形成を進め、景観の保全と魅力向上によってまちの価値を高めます。
- ・新たな西原町らしさを発見し次代へ継承していくため、町民等の発意による景観づくり活動を支援します。また、公共空間は緑豊かな景観づくりのモデルとなるよう配慮します。

### 3) 統一感・連続性のある景観づくり

- ・町の歴史性と関係するサワフジ(さがりばな)、町の花であるブーゲンビリア等を道路沿いや公共施設等、歴史的文化的施設等に植栽すること等により、西原町らしい美しい街並み景観を創出します。



町花：ブーゲンビリア

町花木：サワフジ

- ・「景観まちづくり計画」に基づき、建物を一定の色彩に統一、敷地内の緑地の確保等を図ることにより、連続性のある街並み形成の誘導に取り組んでいます。また、市街化区域が拡大したことや運用から一定の時間が経過したことにより、計画の変更についても検討します。

### 4) 農地とその風景の保全

- ・市街地周辺に広がるサトウキビ等の農地は、沖縄らしい景観要素であり、また、斜面緑地等の自然環境を補完する重要な緑地資源と言えます。また、生物多様性の保全や雨水等の保水、地下水の涵養など多様な機能を有することから、営農環境の維持・改善等により農地の保全に努めます。



農地景観（呉屋）

出典：西原町景観計画

### (4) 良好な教育環境づくり

- ・小学校・中学校は、児童や生徒が1日の大半を過ごす生活の場であると同時に、地域住民等の緊急避難場所として役割を果たします。そのため、教育施設の整備にあたっては、将来人口の推移や将来の想定住区構成等を勘案し、安全・安心でより良い環境のなかで学び、生活できる教育環境の整備を目指します。
- ・教育施設は、児童・生徒のみならず、地域住民にとっても身近な公共施設であることから、地域のコミュニティ活動の支援や文化交流の促進など、地域との連携により地域に開かれた学校づくりを進めます。
- ・「文教のまち」の実現のため、学校教育のみならず、社会教育施設など生涯教育の充実に努めるとともに、沖縄県埋蔵文化財センターの利活用を図り、琉球大学医学部・病院跡地利用において、教育・文化・研究施設等の立地に向け取り組みを進めるなど、総合的な文教環境の実現に向けて促進します



沖縄県埋蔵文化財センター：  
児童ワークショップスペース

## 5. 都市防災・防犯に関する方針

### ◆ 都市防災・防犯に関する基本方針

#### ○ 災害に強い都市構造の構築に努めます

・台風や地震、津波といった大規模災害の多発、犯罪の多発や凶悪化、高齢者社会の到来などを背景として、町民の安全・安心に対するニーズは高まっています。そのため、防災性や防犯性に優れ、災害発生時等の避難や生活復旧、安心・安全の確保等に資する都市構造の構築に努めます。

#### ○ 都市防災のインフラづくりを推進します

・災害に強い都市づくりとして、上下水道のライフライン、災害に強い道路整備、治水・浸水対策の強化、都市防災に寄与する公園・緑地整備などの都市施設整備やまちづくりを進めます。

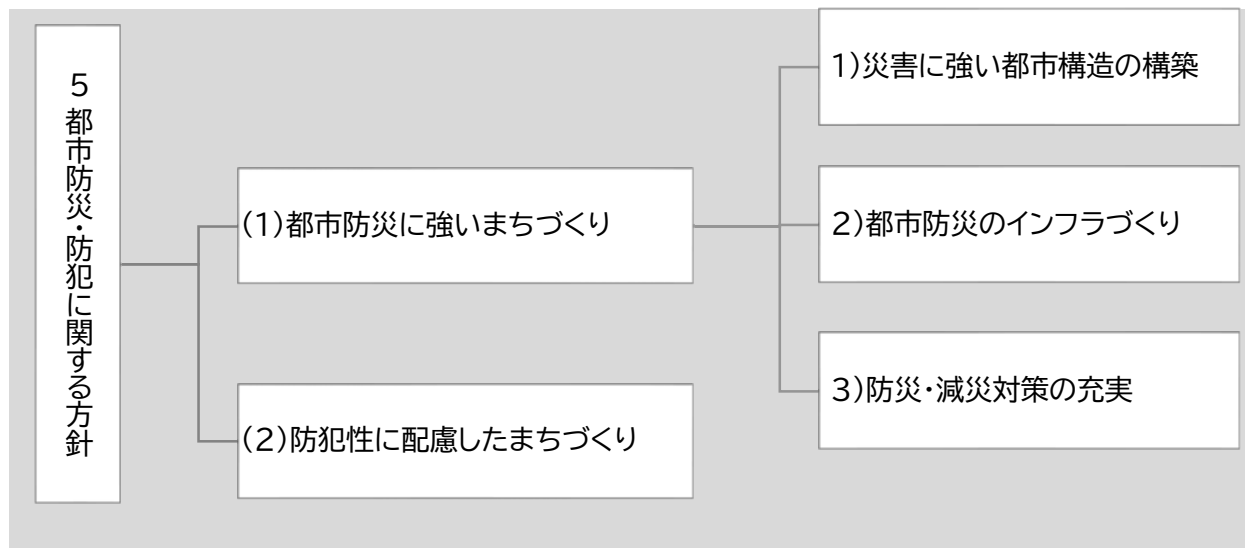
#### ○ 防災・減災対策の充実を図ります

・防災については、「西原町地域防災計画」に基づき、予防計画、災害時避難計画、復旧計画の各分野で自助及び共助の体制を整え、防災・減災対策の充実を図ります。

#### ○ 防犯性に配慮したまちづくりを推進します

・空地・空家、管理されていない緑地など犯罪の温床となる恐れのある個所の解消や監視を強化するとともに、地域における防犯活動の実施などにより、地域で守る防犯のまちづくりを進めます。

### ■ 都市防災・防犯に関する方針の体系



#### (1) 都市防災に強いまちづくり

##### 1) 災害に強い都市構造の構築

##### ① 津波防災地域づくりの推進

・本町の東部地域には、津波災害警戒区域（平成 30 年沖縄県指定）が存在し、平成 23 年 12 月に施行された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」の発想によって、本町の特性に適合した津波防災地域づくりを推進します。

- ・津波防災地域づくりの推進にあたっては、多くの施策の中から、まず、緊急性を有する津波避難困難区域の避難方法の検討と設定を地域住民及び事業者との協力のもと取り組んでいきます。



津波防災地域づくりのイメージ

出典：国土交通省

## ② 住宅及び福祉施設等の立地制限の検討

- ・安心・安全を確保するため、住宅及び福祉施設等の建設を制限すべき区域は、津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域などが存在しますが、現在の規定では住宅建設等を規制することになっていません。できるだけ住宅等の建設を制御することが望ましいため、何らかの規制措置を検討していく必要があります。
- ・社会福祉施設医療施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図ります。
- ・住宅の立地制限については、「立地適正化計画」の居住誘導地域の設定による規制などがあり、その適用についての検討を行います。

## ③ 住宅・建築物等の耐震化・不燃化の推進

- ・救援や復旧活動の中心となる防災拠点、指定避難所、緊急輸送道路沿道建物及び多くの人が利用する公共施設等は、耐震化、不燃化及びバリアフリー化を推進します。
- ・地震に強いまちづくりを推進するため、住宅など民間建築物に対して、耐震診断や耐震改修工事など、耐震化の支援（国・地方公共団体）に努めます。また、町民が住居の耐震化を実施する際に必要な情報が得られるよう、情報提供や相談体制の充実に努めます。
- ・空き家による火災防止の観点から、空き家の所有者による適切な維持管理が図られるよう意識啓発を進めます。
- ・災害発生時にブロック塀倒壊の恐れがある箇所においては、人的被害及び避難者や緊急車両の通行に支障も生じる可能性があることから、ブロック塀倒壊対策の実施を啓発していきます。

地震時のブロック塀倒壊事例  
(東京都葛飾区)

## ④ 避難箇所の適正配置

- ・避難所となる各地域の公共施設については、被害想定区域との関係について必要な防災措置を検討するとともに、計画的な長寿命化や更新などの検討を行い、避難所としての機能確保に努

めるほか、広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、適切な防災施設の検討を行います。

- ・特に、「津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域」については、避難の迅速性を図るため、津波防災避難ビル指定を想定した高層ビルの誘導などについての検討を行います。

## 2) 都市防災のインフラづくり

### ① ライフラインの維持・強化

- ・災害に強い都市づくりを推進するため、上下水道管の耐震化などライフラインの強化を図り、配水管の更新と合わせて消防水利の維持強化に努めます。

### ② 災害に強い道路施設整備

- ・道路は、交通処理のみでなく、災害発生時の避難路や延焼遮断帯、日常生活に必要な上下水道や電気、ガス、電話など供給処理施設を収容する空間としても機能しています。そのため、道路整備にあたっては、災害時における避難・誘導、ライフラインの確保などに備えた、災害に強い道路づくりを目指します。

#### 【施策展開】

- 道路の広幅員化（緊急車両の通行円滑化、延焼防止、被害拡大の防止等）
- 無電柱化（消防活動空間の確保、電柱倒壊や電線切断など二次災害の防止等）
- 道路の緑化（延焼防止、倒壊建物による道路の閉塞の防止等）
- 排水不良個所における雨水・排水施設の整備 等

### ③ 治水・浸水対策の強化

- ・沖縄県は年平均降水量が全国を上回っていることに加え、台風常襲地帯であることから、河川の氾濫などが発生しているとともに、土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、既設の排水設備では、十分な雨水排除ができない地域があります。
- ・本町では、一部の地域で河川の氾濫や浸水被害が発生しており、アンケート調査においても改善の声が大きくあげられていることから、国、県と連携し、予防的対策を含む生活基盤の維持機能強化や治水・浸水対策に取り組む必要があります。

#### 【施策展開】

- 浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消
- 河川（洪水）については、水害リスク情報整備推進事業による「浸水想定区域図」及び「ハザードマップ」の作成、それら情報整備に基づく河川事業の実施
- 下水道（雨水出水）については、内水浸水リスクマネジメント推進事業による「浸水想定区域図」及び「ハザードマップ」の作成、それら情報整備に基づく避難行動に資する情報・基盤の整備、雨水管理総合計画の策定・整備 等

### ④ 都市防災に寄与する公園・緑地の整備

- ・公園・緑地等のオープンスペースは、公害や災害の防止に寄与するとともに、災害発生時に延焼遮断帯や避難場所、食料等の配給拠点、地域情報の提供の場、生活復旧支援に必要な駐車場や広場、移転居住地等として重要な役割を果たします。
- ・また、河川空間は、延焼防止機能や貯水機能など都市防災上で有効な機能を有しています。そのため、公園・緑地や河川など都市内のオープンスペースを活用した防災機能の向上を図ります。

**【施策展開】**

- 公園・緑地の有機的な配置と計画的な整備
- 公園と河川が一带となった空間の整備
- 新たな公園整備や既存の公園の再整備にあたっては防災機能の確保について検討
- 公共サービス地区には、災害対策拠点となる庁舎等や小波津川と一体となった近隣公園を配置し、防災設備機能を持つ設備（防災パーゴラやかまどベンチ等）を整備

**3）防災・減災対策の充実**

・深刻な津波被害をもたらした東日本大震災を教訓とし、想定外の大規模な地震や津波・高潮等を念頭におき、自助、共助の仕組みづくりを含めた防災・減災対策について検討します。

**【施策展開】**

- 防災水準を高める施設整備などハード面の対策（緑化等による斜面安定化、消波施設の整備促進、河川護岸整備のさらなる充実 等）
- 津波や高波等が発生した際に避難・誘導の主動線となる避難道路等、防災機能の充実（マリンタウンエリアと内陸部を結ぶ主要地方道浦添西原線、町道小那覇マリンタウン線、シンボルロード（都計道路東崎兼久線、都計道路兼久安室線、都計道路呉屋安室線、仮称町道与那城小橋川線）等）
- 危険性を周知し、安全かつ円滑な対応を促すためのハザードマップの見直し
- 避難計画における要支援者援護や避難ビル指定の協力など地域における自助・共助の仕組みづくり
- 都市における流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラ※<sup>1</sup>及び生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする Eco-DRR※<sup>2</sup>の考えを普及させ、防災に対するインフラ整備に加えて、緑地や宅地部分のコントロールなどについて、雨水流出の低減にも資する緑地管理及び民有地緑化や雨水タンク等の促進 等

**（2）防犯性に配慮したまちづくり**

- ・空き地や空き家等の排除、美しい街並みづくり、死角や見通しを妨げるものの排除等により、人の目が行き届いているといった監視性を高めることは防犯まちづくりに役立ちます。
- ・道路・公園等の公共施設整備や住戸配置等においては、防犯性に強いまちづくりに配慮します。

**【施策展開】**

- 道路空間に多くの目が届くような宅地や建物の配置を促進
- 地域のコミュニティの育成、花壇づくりなど野外で行なう町民活動の促進
- 住宅地内への通過交通や走行速度を減らすことで部外者の侵入を抑制
- 違法駐車等の排除、街路樹や植栽帯の繁茂など見通しを妨げるものの排除
- 親しまれる公園づくり、公園や道路空間における防犯性に配慮した照明の設置
- 心に安らぎを与える緑地等の設置 等

※1 グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

出典：国土形成計画（平成 27 年 8 月閣議決定）

※2 Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）：生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方です。Eco-DRR には、洪水緩和に向けた湿地の保全・再生や、土砂災害の防止や水源涵養を目的とした森林整備、沿岸域の海岸防災林や河川の洪水防備林の保全など、様々な自然災害を対象とした幅広い取組が含まれます。

出典：環境省

## 6. 観光・交流のまちづくり方針

### ◆ 観光・交流のまちづくりに関する基本方針

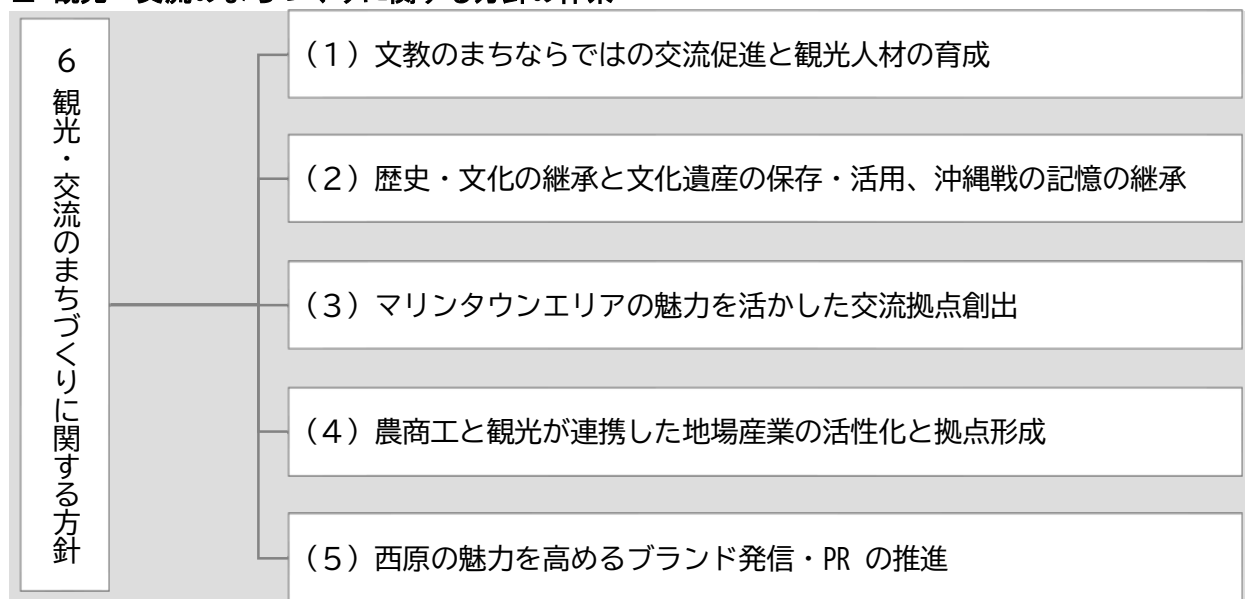
本町の観光及び交流を促進するために、「西原町観光振興計画」に基づき、観光・交流のまちづくりを推進します。

○町内外での交流により、本町の有する魅力や価値が再認識され、上手く発信されるまちづくりを目指します。

○観光振興を通じた地域産業の活性化や人材育成を促進するまちづくりを目指します。

○町民が主役として、地域らしさや生きがいを実感しながら、観光振興に取り組むまちづくりを目指します。

### ■ 観光・交流のまちづくりに関する方針の体系



#### (1) 文教のまちならではの交流促進と観光人材の育成

「文教のまち」を象徴する学生等による取組を中心として、多様な人々や文化との交流の促進を図ります。また、観光関連の取組に向けて海外交流を含めた人材育成や観光まちづくり協会や商工会と連携し、観光客を含めた災害時の避難誘導など、観光客が増加した場合のリスクへの対応のための体制強化に取り組めます。

##### 1) 多様な人々・文化との交流促進

- ・西原まつりや平和関連の取組、スポーツ・アート・音楽等を通じたイベント開催など西原ならではのイベント・交流を促進します。
- ・琉球大学や沖縄キリスト教学院大学・短期大学における海外交流の更なる促進により国際的にも通じる「文教のまち」の構築を目指します。



西原まつり



琉大×西原町 GLOCAL フェスティバル

- ・琉球大学・沖縄キリスト教学院大学・短期大学との定期的な意見交換会や各大学による各種プログラムを通じた連携の強化を図ります。

## 2) 観光関連の取組に向けた人材育成

- ・観光まちづくり協会を中心として、観光関連の取り組みに向けた人材育成を促進します。将来的には、住民主体の地域が潤う観光への展開を図ります。

## 3) 観光客増加による災害時のリスクへの対応強化（避難誘導等）

- ・自然災害や各種事故などの想定されるリスクに対応する危機管理体制の構築を図ります。

## （2）歴史・文化の継承と文化遺産の保存・活用、沖縄戦の記憶の継承

本町のアイデンティティを形成する歴史・文化の継承に向けて、文化遺産の魅力を発信し歴史まーいなどの回遊の促進を図ります。また、沖縄戦激戦の地としての平和関連の取組の充実を図ります。さらに歴史・案内ガイドの連携体制構築や人材育成の支援、歴史・文化や平和をテーマとした観光メニューの開発に向けた取組を行います。

### 1) 文化遺産の魅力発信と回遊性の向上

- ・金丸の内間御殿をはじめ町内に点在する金丸（尚円王）ゆかりの地などについて、既存の取組の継続的な実施と関連市町村との連携による同イベントやツアーの開催を図ります。
- ・観光案内ガイド（歴史まーいコースなど）の育成等に努め、回遊性を促進する情報提供を行います。また、各種制度を活用し文化遺産を巡る遊歩道や案内サイン等の環境整備を図ります。



獅子舞



綱曳

### 2) 沖縄戦激戦の地としての平和関連の取組の充実

- ・沖縄戦において激戦地となった歴史を後世に伝え、平和希求の拠点として、平和学習の場や機会の提供を通じて平和交流の充実を図ります。

### 3) 歴史・案内ガイドの連携体制構築・メニュー開発

- ・パンフレットや SNS・アプリの活用など各世代向けの情報や地元団体等と連携した歴史文化展示施設のコンテンツの充実を図ります。



西原の塔

## （3）マリンタウンエリアの魅力を活かした交流拠点創出

大型 MICE 施設整備と連携した周辺地区の開発や整備を行い、交流人口の増加に向けた新規事業者等の誘致を図ります。また、マリンタウンエリアと中心核商業系ゾーン（小那覇、嘉手苅、小橋川）との連携を図るとともに、近隣市町村等の周辺地域との連携による魅力ある交流拠点の形成を図ります。

### 1) 大型MICE施設整備と連携した開発

- ・マリンタウンエリアの計画的・段階的なまちづくりと連動した観光地としての環境整備や受入体制の構築を図ります。また、MICE 等新規需要に適切に対応し、MICE 施設利用者だけでなく、誰もが利用しやすく滞在しやすい環境・サービスを提供します。

### 2) マリンタウンエリアと中心核商業系ゾーンとの連携による魅力ある交流拠点の形成

- ・マリンタウンエリアと中心核商業系ゾーン（小那覇、嘉手苅、小橋川）を観光の拠点と位置づけ、西原観光の起点であるマリンタウンエリアに訪れた人々が西原町内の中心核商業系ゾーンへ流れるための魅力づくりと仕組みづくりを図ります。

### 3) 交流人口の増加に向けた新規事業者等の誘致

- ・大型 MICE 施設の波及効果を西原町内に取り込むため、マリンタウンエリアの立地特性や資源を活かしながら、観光関連の事業を行う企業や団体を誘致し、観光メニュー等の開発を図ります。

### 4) 周辺地域との連携による魅力ある拠点の形成

- ・「中城湾地域振興協議会」や「東海岸地域サンライズ推進協議会」など周辺地域との広域的な連携や周遊観光のあり方を踏まえながら、西原町の魅力である水辺を生かした観光環境の整備や近隣自治体と連携した観光プログラムの開発を図ります。

## (4) 農商工と観光が連携した地場産業の活性化と拠点形成

本町は製造業において出荷額が県内有数の地域であり、また、6次産業化に向けた拠点施設の整備も行われました。このような農業、商業、工業等の多様な分野の企業・団体・大学等、産学官が連携して観光振興の取組を促進することで、西原町にしかない新たな魅力を形成します。

農水産物流通・加工・観光拠点施設（西原さわふじマルシェ）を有効活用するため、農業・商業・工業など多業種に跨る町内事業者・団体の連携による6次産業化を図ります。また、ものづくりの町としての更なる発展と魅力の向上にむけた観光プログラムの開発や情報発信を行います。

### 1) 農水産物流通・加工・観光拠点施設（西原さわふじマルシェ）の有効活用

- ・農作物の各種栽培実験や加工・商品開発の支援、チャレンジショップによる起業等の支援、地域産業の職場体験など、民間企業・団体による拠点施設の複合利用を図ります。



西原さわふじマルシェ

### 2) 産学官が連携した高付加価値の特産品等の研究・開発

- ・大学や企業等との連携による特産物を活用した高付加価値商品の研究・開発を通じて、情報発信を行います。また、ふるさと納税の返礼品等への展開を図ります。

### 3) ものづくりの町としての発展と魅力の向上

- ・農業体験や工場見学等の地元の事業者等と連携した観光プログラムの開発を図ります。

## (5) 西原の魅力を高めるブランド発信・PRの推進

「文教のまち」の先進的な取組を全国に向けて発信し、西原町の魅力としてPRを行い、地域ブランドの確立を図ります。また、観光キャラクターである「さわりん」を積極的に活用して、本町の知名度の向上を図ります。

### 1) 地域ブランドの確立

- ・町内の大学等によるプログラムを通じて、町内外のだれでも利用できる学び・交流の場として活用し、文教のまち西原のブランドを醸成・確立します。

### 2) 「文教のまち」の先進的な取組のPR

- ・文教のまちづくりを牽引する組織や琉球大学等による地域づくりや観光振興の活動を全国に向けて発信・PRしていきます。

### 3) 観光キャラクター「さわりん」の活用

- ・西原町観光キャラクターの「さわりん」による観光資源・施設の魅力等の情報発信・PRにより西原の来訪場所としてのイメージの醸成を図ります。



さわりん